

令和3年6月第12回亶理町議会定例会会議録（第4号）

○ 令和3年6月17日第12回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10番	木村 満
11番	森 義洋	12番	渡邊 健一
13番	澤井 俊一	14番	佐藤 正司
15番	鈴木 高行	16番	熊田 芳子
17番	鈴木 邦昭	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐 々 木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税
条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市
計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町地域
経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除
に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町復興
産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の
課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町指定
地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震
災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減
免に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度
亶理町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第10 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度
亶理町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第11 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度
亶理町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第12 議案第31号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 3 議案第 3 2 号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度亶理駅バリアフリー整備工事）
- 日程第 1 5 議案第 3 4 号 訴えの提起について
- 日程第 1 6 議案第 3 5 号 字の区域を新たに画することについて
- 日程第 1 7 議案第 3 6 号 字の区域を新たに画することについて
- 日程第 1 8 議案第 3 7 号 令和 3 年度亶理町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 9 議案第 3 8 号 令和 3 年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について（令和 2 年度亶理町一般会計予算）
- 日程第 2 1 報告第 7 号 事故繰越し繰越計算書について（令和 2 年度亶理町一般会計予算）
- 日程第 2 2 報告第 8 号 令和 2 年度亶理町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 2 3 報告第 9 号 令和 2 年度亶理町公共下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 2 4 議案第 3 9 号 負担付きの寄附の受納について
- 日程第 2 5 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前 1 0 時 0 0 分 開議

議 長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長（佐藤 實君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 124 条の規定により、7 番 鈴木秀一議員、8 番

小野明子議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告を行います。

第1、町長から追加議案の提出されております。

第2、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。町長、登壇。

町長（山田周伸君） それでは、私のほうから追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としましてご提案申し上げご審議賜りますのは、議案1件であります。よろしくご審議方をお願い申し上げます。

それでは、その概要についてご説明を申し上げます。

議案第39号負担付き寄附の受納についてにつきましては、町が一定の負担を負う負担付き寄附を受納するに当たり、地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決を求めるものであります。

この寄附はWATARI TRIPLE C PROJECT事業の趣旨に賛同いただきました神奈川県横浜市の株式会社片野工業からWATARI TRIPLE C PROJECTにおける防災都市創造に向けた社会実証研究に使用することを目的とした現金寄附であり、その寄附を受納する条件として町が当該事業を行わない場合には寄附金を無条件で返還するというものであります。

以上、追加提出議案についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町
税条例等の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件
を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤文行君） それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご
説明申し上げます。議案書1ページをお開き願います。

令和3年3月31日、亶理町町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治
法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、よって、
同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

続きまして、議案書2ページにお移りください。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に
公布され、固定資産税（土地）の負担調整措置の継続等が行われたことに伴い、
亶理町町税条例等の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕
がないので地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したも
のでございます。

議案書は3ページ、新旧対照表は1ページからとなりますが、専決処分した内容
につきましては別冊でお配りの配付資料亶理町町税条例等の一部を改正する条例
の改正概要でご説明いたしますので、資料をお手元にご準備願います。

今回の改正は総務省からの準則に従い行っております。この条例につきましては
2条立ての改正となっております。第1条が町税条例の一部を改正するもの
になり、第2条が令和2年度の改正条例の一部を改正するものとなっております。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。なお、法律の改正によりま
す条文の整備や軽微な加除、修正等につきましては説明を省略させていただきます。

資料1ページ、第1条による改正でございます。（1）の第24条第2項、第36条

の3の3第1項、附則第5条の改正は国外居住親族に係る扶養控除の適用につきまして、所得要件の判定につき国内源泉所得が用いられていることから国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの指摘を踏まえました国外居住親族の取扱の見直しに伴う文言の整理となり、施行月日は令和6年1月1日となります。

続きまして、(2)の附則第6条の改正は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の利用費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制につきまして対象となる医薬品の範囲を見直しより高価なものに重点化した上で、領収証添付を不要とするなど手続を簡素化した上で5年間延長するもので、令和4年1月1日施行となっております。

続きまして、(3)の附則第10条の2第24項の改正は民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進するため、流域に設置する雨水貯留浸透施設に係る一定の償却資産につきましての課税標準の特例措置を新設するもので、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日の施行となっております。

続きまして、(4)の附則第10条の2第26項の改正につきましては平成30年度税制改正において創設されておりました令和2年度末をもってその適用期限を迎えます中小企業者が取得した先端設備等に対する固定資産税、償却資産の特例が令和2年4月に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置におきまして同感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、対象資産に一定の事業の用に供する家屋及び構築物を加えまして適用期限を2年延長することとされたことによるものです。産業競争力強化法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日施行となっております。

次に(5)でございますが、こちらの説明の前に申しわけございませんが資料の訂正をお願いしたいと思います。資料中、初めに措置年度における価格の下落修正と表記してございますが、そちらのほう、措置年度ではなく据置き年度となりますので、大変申しわけございませんが訂正のほうをよろしくお願いいたします。

説明のほうに入ります。(5)の附則第11条から第15条の改正は宅地等及び農地につきまして令和3年度から令和5年度までの間、据置き年度において価格の下落修正を行う措置を含め現行の負担調整措置を継続するもので、新型コロナウイ

ルス感染症により社会経済活動や国民生活を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、令和3年度に限り負担調整措置等による税額が増加する土地につきましては前年度の税額に据え置く措置を講ずるものです。こちらにつきましては令和3年4月1日施行となっております。

続きまして、(6)の附則第15条の2の改正につきましては、1つ目に軽自動車税環境性能割の税率区分につきまして新たな燃費基準2030年度基準の下で見直し、次に2つ目といたしまして環境性能割の税率を1%軽減する期限を9月延長し、令和3年12月31日まで取得したものを対象とするものであり、令和3年4月1日施行となっております。

続きまして、(7)の附則第16条の改正につきましては、種別割において講じております燃費性能割等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置、種別割のグリーン化特例経過につきまして対象区分の重点化及び基準の切替えを行い、適用期限を2年延長するもので、令和3年4月1日施行となっております。

続きまして、(8)の附則第24条の改正は東日本大震災により被害を受けた共同利用施設の家屋または償却資産の復旧等を補助金等により取得、改築または改良を行った場合に固定資産税が減額になる特例につきまして、適用期限を5年延長するもので、令和3年4月1日施行となっております。

続きまして、(9)の附則第27条第2項の改正につきましては、住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置の適用期限につきまして新型コロナウイルス感染症の影響により入居期限に遅れた場合でも一定の期日まで住宅取得契約を行っている等の要件を満たせば控除期間の最終年度を1年間延長し、令和17年度までとするものであり、令和3年4月1日施行となっております。

続きまして、第2条改正関係になります。第2条の改正ですが、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税制度の廃止に係る令和2年の改正条例中、第48条、第50条、第52条の改正規定につきまして文言の整理等を行うもので、令和3年4月1日施行となっております。

続きまして、議案書12ページをお開き願います。

本改正条例の附則といたしまして、第1条といたしまして施行期日を、第2条として町民税に係る経過措置を、第3条として固定資産税に係る経過措置を、第4

条として軽自動車税に係る経過措置をおのおの規定するものです。

以上で承認第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） それでは、何点かコロナウイルス感染症対策関連の質問を行います。

質問の資料については今説明がありました概要を基に説明いたします。

2ページの第5関係でございますが、固定資産税土地の負担調整措置の改正についてお尋ねいたします。新型コロナウイルス感染症により納税者の負担に配慮するというふうな観念から3年に1度の評価替えに伴い税額が増加する土地について令和3年度限り前年度の税額に据え置くというふうな特例措置が講じられたわけです。土地の固定資産税の算出は評価額が急激に上昇した場合、税負担の増加を緩和する負担調整措置がとられております。これは激変を緩和する安全弁というふうなことではございますが、そこでお尋ねいたします。ここに宅地等及び農地とありますが、宅地においては住宅用地と非住宅用地にまず区分されます。そして、非住宅用地には商業用地等というふうな細かく区分がされるわけなのでございますが、これら全ての土地の負担水準は個々に設定をされておりますが、負担水準に関わらず全ての土地を据え置くとしたことなのかというふうなことがまず1点です。

そして2点目が、今回の改正に伴って税収の影響、いかがほど見積もりをされているのか。この2点をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐藤文行君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず負担水準に関わらず全ての土地に税額の据置き措置がかかるかどうかということにつきましては、負担水準に応じて税額が増える土地のみに税額の据え置きがかかるものとなっております。

続きまして、税額の据え置きによりまして税額のほうがどの程度据え置かれるといたしますか差額が生じているかということにつきましては、固定資産税分につきまして、土地につきまして宅地等で174万2,000円ほどを見込んでおります。以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 次に、（9）番の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等

特別控除の特例の延長でございますが、これはサラリーマンの方にとっては大きな税の特例となっているわけです。今回、入居期限が遅れた場合、多分これは建設がなかなか予定どおりに行われなくて入居する期限が遅れてしまったというような意味だと思うんでございますが、この説明とどのような期限を切られているのか。そして、ここに特別特例取得というふうな聞き慣れない文言が出てきております。これは一体どのような措置なのか、この2点をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐藤文行君） まず、この特例の内容と申しますか適用なんですけれども、契約期限のほうの期限のほうが注文住宅と申しますか新築のほうで令和2年10月1日から令和3年9月30日、分譲住宅、既存住宅の取得、増改築等につきましては令和2年12月1日から令和3年11月30日までで、それぞれ入居期限が令和3年1月1日から令和4年12月31日までに入居されたものに今回の改正分の住宅借入金控除のほうが適用となります。

特別特例措置につきましては、こちらのほうが創設されたというのは消費税率10%引き上げに伴う反動の減対策といたしまして創設された特定取得の控除期間13年の特例というものがございまして、そちらのほうは令和2年12月入居までの期間限定で終了する予定だったんですが、そちらのほうは昨年度、令和2年度の税制改正におきましてコロナ特例といたしまして入居期限を令和3年12月まで1年延長されておまして、さらに今回の税制改正におきましてポストコロナに向けた経済対策といたしまして入居期限を延長しまして令和4年12月までとする措置が講じられたものになります。以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） それでは、説明資料のほうの（1）番、国外居住親族に対してなんですけれども、税が増える方向なんだとは思いますが、対象となる世帯、それから対象となる方の人数、あとは税制上の影響についてお伺いしたいんですが、ただ、実際把握するのは困難だというのは私自身も分かっておりますので、ざっくりと数字が分かるのであればざっくりで結構です。ざっくりとした数字も押さえ切れないというところであれば、何か方向性的なものでも示していただければと思います。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐藤文行君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま木村議員がおっしゃったように、国外居住者のデータといえますか集計につきましては給報データ、さらには国税連携データ等からの国外居住に関する情報につきましては受付するシステム上で処理をしておらず、集計は不可能とはなっております。ただ、こちらの納税相談の期間、申告相談の期間中に申告受付した申告のほうではそちらのほうの該当がございません。あと、給報データのほうから外国籍と思われる納税義務者で扶養者を有する納税義務者が27名いらっしゃいますが、その方が被扶養者82名を扶養しているということは確認できまして、そちらのほうの別居しているという事実のほうは確認できますけれども、実際、国外に居住していて扶養しているのかどうかということが不明になっておりまして、あとは給報データからのデータになりますのでその方の生年月日等も不明となりまして、そちらのほうの影響税額等の算出は不可能となっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 次に（3）番の雨水の貯留浸透施設についてなんですけれども、大型店舗などだと勾配つけて真ん中に水がたまるようにするんだと思うんですけれども、これは浸透設備には入らないというふうに認識しているんですけれども、そういった認識でいいのかというのが1つです。もう1つが、浸透設備ということになると浸透性のアスファルトを使っている設備ということになるかと思うんですが、そういった施設が町内に該当する施設があるのかどうかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐藤文行君） ただいまのご質問なんですけれども、まず商業施設等に設置しております貯水勾配のほうは、そちらのほうはこちらのほうの施設のほうには該当してこないなどとなっております。

続きまして、町内のほうでの施設の把握ということなんですけれども、現段階ではそちらのほうを把握できているものはございません。以上になります。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 最後になります。先端設備の導入税制なんですけど、先端設備というのはどういったものを指すのかということと導入事例、もし町内に導入しているところがあるのであれば導入事例をお伺いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐藤文行君） ただいまの生産性向上要件を満たす設備につきましては、こちらのほう、経営意欲の向上及び生産性の向上に資するものの指標、生産効率、精度、エネルギー効率等が旧モデル等と比較いたしまして年平均1%以上向上しているものとされておりまして、さらに設備区分ごとに定められた販売開始時期要件を満たす設備となっております。こちらのほうにつきましては工業会証明書というもので工業会のほうから証明された証明書で確認するようになっております。導入事例なんですけれども、現在今まで適用になっている企業のほうが東京ファッションさん、協栄プラスチックさん、北上エレメックさん、七十七リースさんで適用の該当となっております。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり可決されました。

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例）

議 長（佐藤 實君） 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤文行君） それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることにつしまし

てご説明申し上げます。

議案書18ページをお開き願います。

専決処分の承認を求めることについて。

令和3年3月31日、亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

続きまして、議案書19ページ、専決処分書を朗読いたします。

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、都市計画税において引用する法律が改められたこと等により亶理町都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したものでございます。

続きまして、議案書20ページ、新旧対照表は26ページをお開き願います。

亶理町都市計画税条例の一部を次のように改正するものです。本改正は総務省からの準則に従い行っております。主な改正内容につきまして、新旧対照表を用いてご説明申し上げます。

まず1点目の改正内容といたしまして、新旧対照表26ページ上段の附則の第2項におきまして都市再生特別措置法において規定されている都市再生緊急整備地域または特定都市再生緊急整備地域における公園、広場などの公共施設及び一定の緑化施設、通路などの都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産を平成27年4月1日から令和5年3月31日まで取得した際に都市再生緊急整備地域の場合、取得から5年度分、固定資産税及び都市計画税の課税標準額を5分の3に軽減する特例措置を追加規定しているものです。これに伴いまして3項以降の条項の繰り下げを行っております。なお、現在亶理町におきましては都市再生緊急整備地域特定都市再生緊急整備地域のいずれにも指定がないため、こちらの法は該当がございません。

続きまして、2点目の改正内容といたしまして、附則第7項から第12項におきまして宅地等の負担調整措置につきまして令和3年度から令和5年度までの間、従来からの仕組みを継続するため文言の整理を行っているものでございます。その上で、先ほどの固定資産税同様、新型コロナウイルス感染症による納税者の負担

感に配慮する観点から令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増額する土地につきまして前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられております。

議案書22ページをお開き願います。

本改正条例の附則といたしまして、第1項といたしまして施行期日は令和3年4月1日とし、第2項経過措置といたしまして令和3年度以降分の都市計画税に適用するものでございます。

以上で承認第3号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり可決されました。

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤文行君） それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

令和3年3月31日、亘理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、よって、同条第3項の規定によりこれを報告しその承認を求めるものでございます。

議案書24ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第32号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が改正され、同意促進区域における固定資産税の課税免除に関する基本計画の同意の日が延長されたため、亘理町地域経済牽引事業のための促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したものでございます。

議案書25ページをお開き願います。新旧対照表は31ページになります。

亘理町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正するものです。

第2条中、起算して5年を経過する日を令和5年3月31日に改めます。これは地域経済牽引事業促進法の適用期限が2年延長されたことに伴う改正でございます。令和5年3月31日までに基本計画が同意され、令和5年3月31日まで法に基づく対象施設を設置した事業者の固定資産税3か年分を免除するものとなっております。施行期日は公布の日、令和3年4月1日からとなっております。

以上で承認第4号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） 新旧対照表の中で同意促進区域というのが促進区域ということに変わっているんですが、これが変わったことで何か影響があったものなのかどうか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐藤文行君） こちらにつきましては今回同意促進区域から促進区域と改正しておりますが、特に対象等が代わっているというのではなくどちらも国から同意

を得た、作成した基本計画の対象区域という意味で、単純に今回同意を省き文言の整理を行ったものとなっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 何度かお聞きしているんですけども、対象となる地域、亘理町全体が対象になるのか、それとも何かエリア分けしているのかということと、あとは対象となる業種があるのかどうか、この2点。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐藤文行君） 対象地域につきましては、ただいま木村議員がおっしゃったように、亘理町全域となっております。適用業種につきましては、こちらの法律の前身でありました企業立地法においては製造業や情報通信業など6業種ということで限定されておりましたが、今回の地域経済牽引事業につきましては県で策定いたしました基本計画に基づき事業者が策定する地域経済牽引事業が県知事から承認された場合、そちらが承認された牽引事業者となります。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 申請期限が2年延長となったことに伴って、本町において申請してくるような企業というのは見込まれているのかどうか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐藤文行君） 今後2年間の間に見込みということでございますけれども、現在のところ、具体的に交渉あるいは検討を行っている業者はございません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求め

ることについての件は原案のとおり可決されました。

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（亙理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤文行君） それでは、承認第5号についてご説明申し上げます。

議案書につきましては26ページをお開き願います。

専決処分の承認を求めることについて。令和3年3月31日、亙理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるとでございます。

議案書27ページの専決処分書を朗読いたします。

離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第32号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正され、固定資産税等の課税免除の対象となる施設等の新設または増設に係る期間が延長されたため、亙理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したものでございます。

続きまして、議案書28ページをお開き願います。新旧対照表につきましては33ページになります。

亙理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。第2条中、平成33年3月31

日を令和6年3月31日に改めます。これは東日本大震災復興特別区域法の適用期限が3年延長されたことに伴う改正になりまして、令和6年3月31日までの間に東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税法の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される対象施設等を新設または増設したもので、その対象施設等があります家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地の土地に対して新たに固定資産税等が課されることとなった年度以降、5か年度に限り固定資産税を免除するものでございます。議案書28ページにございますように、施行日につきましては令和3年4月1日となっております。

以上で承認第5号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり可決されました。

日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第7、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） それでは、承認第6号についてご説明いたしますので、議案書29ページをお開き願いたいと思います。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。

令和3年3月31日、亘理町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしました。よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

専決処分書につきましては次の30ページになります。専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が令和3年1月25日に公布され、介護事業所指定基準が変更となることから、亘理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。議案書は31ページ、別冊の承認第6号資料の新旧対照表は35ページからになりますが、改正箇所が多いことから、別にお配りの承認第6号の改正概要資料にてご説明させていただきますので、ご準備をいただき1ページ目をご覧くださいと思います。なお、改正に伴う条ずれや文言の整理等につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

まず1番の趣旨につきましては、専決処分にてご説明申し上げたとおり、厚生労働省令の改正、いわゆる従うべき基準が改正となったことからこれにより本町の関係する条例の改正を行ったものでございます。

続きまして、2番の改正条例を説明いたします。今回の改正は4条だけの改正となりまして、第1条が亘理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、第2条が亘理町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、第3条が亘理町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、第4条が互理町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例ということで、それぞれの条例について改正を行ったものでございます。

それでは、3番の主な改正内容についてご説明いたします。まず(1)番、利用者の人権擁護、高齢者虐待防止の推進であります。こちらは介護事業所に対しまして利用者の人権擁護、虐待防止に必要な体制の整備、施設で働く従業者に対して虐待防止研修の受講義務を求める内容となります。また、運営規定に定めなければならない項目として虐待の防止のための措置に関する事項が追加され、虐待の発生または再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、虐待に関する担当者を定めることの義務付けも追加されたものでございます。こちらは省令に基づき経過措置期間を3年ということで設定しておりまして、令和6年度までに高齢者虐待防止に必要な体制の整備を事業所が整えるということとなったものでございます。なお、関係する条項につきましては隅付き括弧の中で記載しているとおりとなりますので、よろしくご説明いたします。

続いて、(2)の科学的介護情報システム(LIFE)の活用とPDCAサイクルの推進であります。介護サービスの提供に当たって科学的に効果が裏付けられた自立支援重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、LIFEを用いた厚生労働省へのデータ提出と、フィードバックの活用によるPDCAサイクルケアの質の向上を図る取組を推進することとなったものでございます。

続いて、裏面に移ります。裏面をお開き願います。(3)番の感染症対策の強化でございますけれども、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を事業所に義務付けるものとなりまして、こちらも経過措置期間を3年と設定したものでございます。

続いて、(4)の業務継続に向けた取組の強化でございますけれども、感染症や自然災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を事業所に義務付けるものとなりまして、こちらも経過措置期間を3年ということで設定しているものでございます。

続きまして、（５）の会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用でございますが、運営基準において実施が求められる各種会議等について国における個人情報の適切なガイダンスやガイドラインを参考にテレビ電話等を活用しての実施を認めることとなりました。また、利用者や家族が参加して実施する場合においては、利用者等の同意を得た上で実施を認めるとしたものでございます。

続きまして、（６）のハラスメント対策の強化でございますが、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、介護現場におけるハラスメントの実施の把握や対策マニュアルを作成するなど適切なハラスメント対策を求めることとなったものでございます。

続きまして、（７）の記録の保存等に係る見直しでございますが、現在紙ベースで保存等が義務付けられているものについて、介護サービス事業者の業務負担の軽減を図る観点から介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について電磁的な対応を認めることとなったものでございます。

続きまして、（８）の質の高いケアマネジメントの推進でございますが、こちらはケアマネジメントを行う居宅介護支援事業所に追加される条文となりまして、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から２点について利用者に説明を行うことを新たに求めることとなったものでございます。まず、１つ目は前６か月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合、２つ目は前６か月間に作成したケアプランにおけるサービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合、こちらの２点について利用者等へ説明を行うことにより適正なサービス利用につなげるといったものでございます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、４２ページをお開き願いたいと思います。

附則になります。附則の第１項、施行期日でございますけれども、この条例は令和３年４月１日から施行する。ただし、第４条中亘理町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第１５条第２０号の次に１号を加える改正規定、これは生活援助の訪問回数の多い利用者への対応ということで、ケアプランを作成する事業者の点検、検証の仕組みの導入ということになっておりますけれども、こちらは同年

10月1日から施行するものでございます。第2項、虐待の防止に係る経過措置、43ページに移りまして第3項、業務継続計画の策定等に係る経過措置、44ページにあります第4項、感染症の蔓延防止のための措置に係る経過措置、こちらにつきましてはそれぞれこの条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、各条例においての規定の適用については努力義務としてそれぞれ経過措置期間を設けるものとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） 亶理町指定地域密着型サービス事業という事業者の、例えばどういった業種の方がこの事業者に該当してくるのかということと、亶理町において該当してくるような業種というのは何社ほどあるのかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） まず、町内の居宅介護支援事業所、ケアマネの事業所ですね。

こちらが11事業所、あと地域密着型サービスということで町内の地域密着型の通所介護、こちらが3事業所、あと認知症対応型共同生活介護ということでこちらがグループホームになるんですけれども、こちらは4事業所、あとは中泉にあります小規模多機能型居宅介護事業所ということで、こちらが1事業所。あとは予防のほうのサービスですと、こちらも認知症対応型のグループホーム、こちらが4事業所、あとはこちらも小規模多機能、同じところですけどもこちらも1事業所ということで、介護と予防両方指定を受けているところもございますので、数とすればそれぐらいの数となっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 予防のために、例えばマッサージとかそういったことをするような整復師ですとかそういった業種というのはこの中には入ってこないものなんですか。

議長（佐藤 實君） 長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） 町で指定をする、指定を受ける事業所ということでそういうところまではまだ入ってきていないというところがございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） こちらは町とその会社ごとの契約ということになるのか、それとも

何かこのサービスを行うための事業体みたいなのがあってそこに町が下してから各事業所に行くのか、どちらになるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） まず、この基準に従いまして町に届けていただくというふうになってございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今何か所か該当する事業所が挙げられましたけれども、この条例を施行するまでにまちとしてその事業所の職員に対してどのような指導で、虐待が起きたら大変なことになるので、起きる以前にこのような体制をとる必要がある。この体制をとるためにどのような指導をしていくつもりなのか。

議長（佐藤 實君） 長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） ご質問でございますけれども、まず計画策定等に当たりましてどのような内容を規定するかといったところにつきましては、国から策定に関するガイドラインですとかそういうものが示されておりますので、それらを参考に各事業所において策定をしていただくと考えておりますけれども、事業所で策定する際におきましては疑問点があれば町としてしっかり支援をしていきたいと思っておりますし、例えば毎年各事業所に集まっていただき集団指導という形で改正になった事項とか注意していただきたい事項等について説明する機会がございますので、令和3年度におきましてもそういった形で実施していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 確かに虐待は今実際社会問題になっている。全国的に言って。そういう施設の中において虚弱で痴呆の入居者が虐待を受けて何も抵抗できなくて、たまには死ぬケースもある。そういうケースが何回かニュースでは見るけれども、それがもし本町で起きたらどうなるかということが大変な事件になると思うんですけれども。それを事前に防ぐということをもっと念頭に置かないと虐待というのは分からないところで起きているので、このぐらいの施設がいっぱいあるんだとすれば事前研修とかそういうものをもっとやって、現場の指導をする方々に徹底した認識を持ってもらうような町としては形をとるべきだと思うんだけど、誰かを呼んできてもいいし町職員でやれる人がいるならそれでもいいし、その辺

の徹底を十分やっていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） おっしゃるとおりでございます。介護職と利用者の関係につきましても、関係におきましても人として尊重するという事に尽きると思っております。どうしても介護者は利用者のためと思っております。どうしてもやっつけているといった意識が働きますので、強者・弱者の関係になりやすい傾向にあると考えております。こういった権利侵害とならないようにその方の尊厳を守る、当事者意識を持つということがとても大切だと思っておりますので、議員おっしゃるとおり研修会の実施など職員自身の質の向上につながるものとして町で考えてまいりたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり可決されました。

日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第8、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて。東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書45ページをお開き願います。

承認第7号 専決処分を求めることについて。

令和3年3月31日、東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしました。よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

専決処分書につきましては議案書46ページになります。

東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税減免に関する条例の一部の改正については、厚生労働省通知により国の財政支援が延長されたことに伴い減免期間の1年間の延長を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

改正内容につきましては議案書47ページになりますが、改正内容の説明については別冊の条例新旧対照表を使用しますので、ご準備願います。条例新旧対照表のページ数は51ページ、承認第7号資料、東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例新旧対照表になります。繰り返しの説明にはなりますが、今回の改正は減免期間の1年間の延長、つまり、年度の更新及びそれに関する文言の整理になります。なお、減免の対象ですが、東日本大震災による福島原発事故の避難指示等により亶理町民になられた方々が対象でありまして、令和2年分の実績分といたしまして対象世帯が20世帯、減免額が369万9,000円となっており、減免額は全額国から補填される仕組みとなっております。改正部分については新旧対照表では第4条の減免の対象になる保険税についての条文になりますが、下線部分の及び令和2年度相当分を、令和2年度相当及び令和3年度相当分に改め、納期限の設定の部分の令和3年3月31日を令和4年3月31日に改めるものでございます。また、新旧対照表では52ページの別表第1第3条関係になりますが、減免の割合の別表になりますが、国からの通知により上段、改正後の表中下線部のとおり第13号という文言を加えるものになります。

最後になります。議案書47ページに戻っていただきまして、附則といたしましてこの条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度互理町一般会計補正予算（第10号））

議長（佐藤 實君） 日程第9、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 承認第8号 令和2年度互理町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてご説明いたします。

議案書の48ページをご覧ください。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて。

令和3年3月31日、令和3年度互理町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分としたことから、同条第3項の規定により議会にその承認を求めるものでございます。

それでは隣のページ、専決処分書をご覧ください。

専決処分書。令和2年度互理町一般会計補正予算（第10号）については、歳入における地方交付税外交付金、町債借入金の確定、歳出における各種事業費の確定並びに復興交付金事業完了に伴う国費返還金等において繰越明許費の追加など補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としたものでございます。

内容につきましては別冊でお配りの令和2年度互理町一般会計補正予算書（第10号）でご説明いたしますので、ご準備の上、1ページをお開き願います。

令和2年度互理町一般会計補正予算（第10号）。令和2年度互理町一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,084万5,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億732万4,000円とするものであります。

第2条繰越明許費の補正。繰越明許費の追加は第2表繰越明許費補正による。

続きまして、第3条債務負担行為の補正です。債務負担行為の変更は第3表債務負担行為補正による。

最後に、第4条地方債の補正になります。地方債の変更は第4表地方債補正によるものとなります。

今回の補正の全体的な内容を申し上げますと、前回の3月補正予算成立後に各種の事業費及びそれに伴う国費県費の補助金額、さらには各種基金からの繰入金などが確定したことに伴い減額補正を行ったものがその主なものでございます。

それでは、初めに歳出予算よりご説明申し上げますので、20、21ページをお開き願います。なお、説明につきましては主に金額の大きいもの、また追加補正となるものを中心にご説明させていただきます。

それでは、初めに2款総務費になりますが、1項5目細目4庁舎管理経費につきましては役場新庁舎に係る各種管理業務委託料等のほか、旧役場庁舎の解体工事

費について事業費が確定したことに伴い庁舎管理経費全体で1,360万2,000円を減額補正するものです。6目企画費につきましては細目16復興管理事務経費において事業費の確定から国土交通省所管の復興交付金事業の完了に伴う国への返還金として1,300万8,000円を追加補正するほか、細目21ふるさと納税推進事業費につきましても事業費の確定見込みによりふるさと納税支援サービス業務委託料4,900万円を減額補正するものであります。

続きまして22、23ページをご覧ください。

4款1項2目細目10新型コロナウイルスワクチン接種体制確保経費につきましては、2月の臨時会時に繰越明許費の設定を行っておりますが、各予算項目の今後の支出見込みにより予算科目の組み替えを行うものでございます。

次に、6款農林水産業費をご説明いたしますので24、25ページをご覧ください。

1項4目細目3農業振興事務経費における農業生産基盤復旧支援事業補助金62万5,000円の追加補正につきましては、3月定例会時に追加議案として議決いただきました2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震に係るイチゴや花卉などのハウス施設等に被害を受けた農家への支援事業になりますが、対象となる被災農家の増加などからみやぎ亘理農業協同組合に対し追加補正を行うものでございます。また、2項1目細目14森林環境整備基金費につきましては歳入における国から譲与される森林環境譲与税の確定に伴い森林環境整備基金への積立金として201万7,000円を追加補正するものであります。

7款商工費につきましては、このページから次の26、27ページにかけてになりますが、新型コロナウイルス感染症対策事業を含む各種事業費の確定に伴う減額補正が今回の補正の主な内容となっております。

続いて、8款土木費につきましても復興交付金事業を含む各種事業費の確定に伴う減額補正になりますが、金額の大きなものとしては初めに1項1目細目5土木管理経費において2,755万7,000円を減額補正するものでありますが、これは防災集団移転促進事業の土地売払いについて令和2年度においては売払いができなかった分について国への返還金を減額補正するものであります。

続いて30、31ページになりますが、4項6目細目47津波浸水区域支援事業費につきましても事業費の確定により4,264万9,000円を減額補正するものになります。

続いて歳出の最後になりますが、10款教育費です。5項3目細目8運動場等管理

経費につきましてもあぶくま公園運動場の構造物等撤去工事について事業費の確定により工事請負費390万円を減額補正するものであります。

以上が歳出の主な内容となります。

次に、歳入予算について説明申し上げます。10ページ、11ページにお戻り願います。

歳入の補正につきましては歳出における各種事業費の確定などに伴う収入見込み額の補正のほか、2款地方譲与税から10款地方交付税等の交付金につきましては交付額の確定に伴い減額、または追加補正したものでございます。

それでは、1款町税になりますが、町税につきましては固定資産税と町たばこ税においてそれぞれ増収が見込めることから合わせて1億5,900万円を追加補正するほか、個人町民税と入湯税について合わせて4,722万5,000円を減額補正するものでございます。

次に14、15ページになりますが、10款地方交付税につきましては総額1億568万3,000円を減額補正しておりますが、内訳といたしましては細節2の特別地方交付税が交付額の確定に伴い306万5,000円を追加補正しているほか、細節3震災復興特別交付税につきましては令和2年度分の交付額の確定及び過年度交付分の精算に伴い1億874万8,000円を減額補正するものになります。

14款国庫支出金及び15款県支出金につきましては、歳出事業費の確定及び国費県費補助金の金額の確定に伴い国庫支出金においては総額729万8,000円を追加補正するほか、県支出金については467万円を減額補正するものであります。特に国庫支出金における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和2年度の第3次分として991万1,000円が新たに交付されたものであります。結果といたしまして令和2年度のこちらの交付金の総額につきましては4億6,292万2,000円となったものでございます。

続きまして、下段の16款財産収入につきましては16、17ページに移りまして、2項1目不動産売払い収入において、説明欄記載のとおり防災集団移転先団地の一部について売払いができなかったことから3,109万5,000円を減額補正するものでございます。

続いて17款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金額の確定により440万5,000円を減額補正するものになりますが、令和3年度のふるさと納税寄附金の合

計額としては昨年度とほぼ同程度の2億3,196万3,000円となったものでございます。

18款繰入金につきましては総額1億4,578万3,000円を減額補正しておりますが、各種震災復興事業の事業費の確定に伴い10目震災復興基金繰入金について3,260万6,000円を減額補正するとともに、今回の補正の調整財源として1項1目財政調整基金繰入金について1億1,317万7,000円を減額補正するものでございます。

歳入の最後になりますが、このページから次のページにかけてになりますが、21款町債につきましては借入れ総額で2,838万7,000円を減額補正しておりますが、歳出事業費の確定に伴う事業費の減などによりそれぞれの借入額において減額補正を行うものでございます。

以上が歳入の主な内容となります。

次に、第2表等についてご説明いたします。

お戻りいただきまして、5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正の追加につきましては、事業名で申し上げますと1番目の総務費総務管理費の復興交付金国土交通省所管事業勘定に伴う国費返還金6億2,952万円から表の下段、教育費教育総務費のいじめ問題対策事業103万7,000円までの8つの事業について総額6億6,479万2,000円になりますが、年度内の事業完了が難しいことからそれぞれの金額で繰り越しの限度額を設定するものでございます。

次に第3表債務負担行為の変更につきましては、伊達実元霊屋修復事業において事業の進捗状況等から既に設定している限度額を735万6,000円から850万3,000円に変更するものでございます。

最後になりますが、第4表地方債補正の変更につきましては、先ほど歳入の21款町債でも触れさせていただきましたが、減収補填債をはじめとする計3件の変更を計上しており、それぞれの事業費の実績などに合わせまして借入れ額を変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

以上で令和2年度互理町一般会計補正予算（第10号）に係る専決処分についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） 21ページ、企画費です。ふるさと納税推進事業費、応援したい自治体に対しての寄附、大変ありがたいこととございます。返礼品の充実を図るということで増額補正して、今回が4,900万円を減額措置をしております。寄附件数、令和元年度の総額が2億3,190万円ということとございましたが、寄附件数についてはどうということだったのかお伺いします。

議 長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） ふるさと納税の状況でございますが、令和元年度の寄附件数が8,439件とございました。今回、令和2年度のふるさと納税の件数といたしましては1万1,757件ということで、件数といたしましては増加という形となっております。以上になります。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） 返礼品の充実ということで図ったにもかかわらず、件数は増えたわけですが額としては前年同額ということで、伸び悩みが見られるわけです。この辺の現状分析などしているわけですか。

議 長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） この状況といたしましては、令和元年度においては商品数が155ということだったんですが、令和2年度におきましては186ということで、品目数については増やしてございます。また、返礼品のサイトについても1業者増やしまして間口を広げた形はとっておりましたが、その内容といたしましてはコロナ禍ということもあるのか件数的には増えているんですけども、1件当たりの申込みの金額が下がっているということもございまして、最終的に昨年度と同程度という実績になったものでございます。以上になります。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） どこの自治体も力を入れて応援していただく方を募っているわけとございますけれども、亘理町も元年度の場合は30年度と比べて1億1,000万円増額されて、懐が潤ったわけです。今回が前年度と、元年度と同じぐらいだということでその対策、思考を変えながら増額されている自治体等々を参考にしながら何が増額されたのか、ふるさと納税の応援者を募るということ、寄附者を増やすということに心がけていただいて、少しでも町財政に潤いを与えていただくような対策を講じていただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 議員おっしゃることがもつともで、私どもとしましてもそのような形で進めていきたいと思っております。昨年の状況を考えますとコロナ禍ということもございまして当町の返礼品で多いのが食品関係のものが多くなっているんですけども、全国的な傾向を見ると電化製品とかそういうところを返礼品として出しているところが結構業績上げたりとかいう形がございまして、なかなかそういうことになってくるとあくまでも返礼品が地場産品ということに限られているものですから厳しい部分はあるんですけども、できるだけ歳入確保ということでこれからも努力していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり承認されました。

日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度亘理町一般会計補正予算（第2号））

議長（佐藤 實君） 日程第10、承認第9号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） では、承認第9号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてご説明いたします。

議案書の50ページをご覧ください。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて。

令和3年4月26日、令和3年度亙理町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分としたことから、同条第3項の規定により議会にその承認を求めるものでございます。

それでは、隣のページの専決処分書をご覧ください。

専決処分書。令和3年度亙理町一般会計補正予算（第2号）については新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う県の協力要請に応じた事業者への協力金及び福島県沖を震源とする地震の被害に対する支援金など補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としたものでございます。

内容につきましては別冊でお配りの令和3年度亙理町一般会計補正予算書（第2号）にてご説明いたしますので、そちらをご準備の上、1ページをご覧ください。

令和3年度亙理町一般会計補正予算（第2号）。令和3年度亙理町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,134万2,000円を追加し歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ119億5,948万9,000円とするものでございます。

第2条地方債の補正。地方債の変更は第2表地方債補正によるものとなります。今回の補正予算につきましては、本年2月に発生した福島県沖を震源とする地震で被災した方に対する支援のほか、新型コロナウイルス感染症に関連する協力金の支給に関する予算など、1日でも早く町民への支援が実施できるよう予算編成したものがその主なものとなっております。

それでは初めに歳出予算からご説明いたしますので、13、14ページをお開き願います。

2款総務費になりますが、1項18目細目4地方創生推進交付金事業費につきましては、JR亙理駅のバリアフリー化整備に関連して国の地方創生推進交付金が採択されましたが、その採択条件として地方創生に係るソフト事業の実施が義務付けられていることから悠理館利用促進事業及びさざんか号機能強化事業など、こちらの事業を実施するための経費といたしまして総額446万円を追加補正するもの

でございます。

続きまして3款民生費になります。1項8目細目6被災者住宅再建支援金支給事業費につきましては、本年2月13日に発生した地震により居住する家屋に著しい被害を受けたものの被災者生活再建支援法の適用とならない被災者に対し、住宅の再建等に要する費用の一部を支援するもので、被災者住宅再建支援金として1,727万円を追加補正するものでございます。

最後に7款商工費をご説明いたします。1項2目細目5新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため宮城県の要請、協力依頼に基づいて施設の営業時間の短縮等の協力をいただいた事業者に対し1事業者当たり124万円の協力金を支給するものでございます。本町では該当する事業者数を40事業者と想定し、総額4,961万2,000円を追加補正するものでございます。

以上が歳出の主な内容となります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。戻りまして、9ページ、10ページをお開き願います。

初めに、14款国庫支出金ですが、2項9目2節細節12地方創生推進交付金につきましては歳出2款でも触れましたように、JR亶理駅のバリアフリー化整備に対し申請していましたが地方創生交付金が採択されたことから、亶理新たなにぎわい創出プロジェクトに係る地方創生推進交付金についてハード事業分、ソフト事業分を合わせまして5,643万5,000円を追加補正するものでございます。

次に、15款県支出金についてご説明いたします。2項1目1節総務管理費補助金につきましては亶理駅のバリアフリー化整備に対し県の補助金についても事業採択されたことから、細節23鉄道駅舎等バリアフリー整備事業費補助金として1,000万円を追加補正するものでございます。2目1節社会福祉費補助金につきましては、こちらも歳出でご説明いたしました福島県沖を震源とする地震に係る被災者住宅再建支援金の財源として細目26宮城県被災者住宅再建支援事業補助金1,600万円を追加補正するものでございます。8目1節商工費補助金につきましては、県の要請等に基づく時短営業等の協力金の財源として細節8新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金として4,960万円を追加補正するものであります。

次に、18款繰入金につきましては今回の補正の調整財源として1項1目財政調整

基金繰入金について2,049万3,000円を減額補正するものでございます。

21款町債につきましては、地方創生推進交付金をはじめとする国や県の交付金、補助金等が新たに採択されたことから、当初予定しておりました1項1目10節細節1 J R 互理駅バリアフリー設備整備事業債について4,020万円を減額補正するものであります。

最後に、第2表地方債補正の変更についてご説明いたしますので、4ページをご覧願います。

第2表地方債補正の変更につきましては、ただいま歳入の21款町債でもご説明いたしました J R 互理駅バリアフリー設備整備事業債について1億1,670万円としておりました借入限度額を他の特定財源の関係から7,650万円に減額するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。

以上で令和3年度互理町一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番澤井俊一議員。

13番（澤井俊一君） 1点お伺いします。ページが14ページ、委託料ですけれども、地方創生推進交付金事業の中の悠理館利用促進事業委託料400万円とありますけれども、委託先と内容をお伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） この400万円の中身でございますけれども、まず悠理館の利用促進ということで1つイベントの実施を計画してございます。eスポーツ、いわゆるゲームを使ったスポーツですね、eスポーツ、そのイベントをミヤギテレビが主催で行っております。そちらの全国都道府県eスポーツ選手権2021三重大会の予選、その宮城県代表決定戦が悠理館を会場に行われるというふうに計画してございまして、そちらのほうは今年26日を予定して開催されるという内容でございます。そのほかに、小学生のプログラミング教育に対応した教室とか、あとはテレワークによる職場体験の実施とか各種セミナー等予定してございますけれども、こちらについてはまだ決まっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 澤井俊一議員。

13番（澤井俊一君） eスポーツの大会が開催されるということですが、ミヤギテ

レビ主催ということでそちらからは幾らぐらいの料金というか使用料というか何かそれは出るのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） ミヤギテレビからお金が出るかということでございますか。そちらからのお金は出ません。ミヤギテレビからはお金はもらいませんけれども、この大会を開催するに当たってのその大会のPR、テレビの放映とかCM、それがもう既に80回ぐらいテレビでCM放送されると。あとはOH！バンドスとかミヤギテレビの番組内での開催の予告といたしますか、そういったものの放送となると思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 今の委託料の下なんですけれども、金額は小さいですがさざんか号機能強化事業委託料36万円、こちらはどのような機能強化が行われたのかお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） こちらにつきましては亙理駅の東口が今度できるということで、さざんか号の停留所、バス停の変更になるかと思うんですが、そちらのバス停にQRコードをつけて観光ガイドマップ等、町でホームページ等で作っておりますけれども、そちらに飛ぶような仕組みを今考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 澤井議員の質問に関連して、悠理館に委託料でそういうイベントを呼ぶという。悠理館そのものの本来の建物が持っている本来はそういうものを使うべきものなのか。宣伝する必要があるものなのか、悠理館そのものが。趣旨から言って悠理館は図書館とか郷土資料館とかあるけれども、そういう催物にあえて金を出してまで宣伝してもらふ必要があるとは考えられない。悠理館そのものの本来の持っている本質は何なのか。そこから追っていけばこういう委託料などというのは出てこなくてもいいんだと思うんです。宣伝しなくても、特別に。資料館は資料館としての宣伝するなら分かるけれども、図書館の宣伝するなら分かるけれども、何のために悠理館がこういうeスポーツとかいろいろなもので宣伝しなければならないんですか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 悠理館は交流拠点として町で設定しておりますので、確かに図書館、資料館という文化施設も中にはございますけれども、悠理館そのものは亙理駅の隣にあるという立地が大変有意義な施設でございますので、あそこを交流拠点という位置づけで考えてございますので、あそこの中で、今回の場合は視聴覚ホール、3階を使いますけれども、そういった催物をどんどん今後も行っていきたくて考えてございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 交流拠点として考えるのであれば、それなりの集める外部の駐車場とかそういうものも整備していかないと、どのぐらいのものしかできない。その範囲が狭まってくるわけだ。駐車場は駐車場として貸出しとして使っているし、図書館の駐車場は図書館の駐車場として指定してあるし、どこに車をとめさせるのか。そういうところまで考えて拠点施設としてPRしていくつもりなのか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） まず、駐車場につきましては現在ある駐車場を利用するというほか今のところございませんけれども、悠理館は何と申しましても亙理駅に隣接しているということで町外からの利用客、集客も見込んでいるところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） やり方が、そういうものがあるからとぼっと食いつくわけだ。eスポーツがあるから、ミヤギテレビがあるから、そういう催物があるからと食いつくとそれに付随するものが整っていない。ただ、PRしてもらうから亙理町に悠理館があるというのはPRしてもらうのはそれはいいかもしれないけれども、それに伴うものがないものをPRしてもらっても何の意味もないし、図書館を宣伝してもらったほうよほどいいんだ。歴史資料館を宣伝してもらったほうがよほどいいし、そういう発想が何か悠理館としての位置づけ、それを建てたときの目的、そういうものをはっきりさせて利用をするべきであって、付随する施設の駐車場もなくしてそういうものを呼んでくるという事態が私は本末転倒だと思うんだ。その辺をよく考えて今後やってもらわないと、みな中途半端な大会ばかり開けるようになって大きなものは呼べなくなるし、もし拠点施設としてやるならば。その辺はどう考えているの。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 悠理館につきましては今回の目的としては悠理館を会場としては使いますけれども、亶理駅のこの地方創生の交付金を活用するに当たっての目的の1つとしてソフト事業等も含めて悠理館、あそこのJRの隣にある交流拠点施設としての悠理館、そちらの活用というものも1つの目的に入っておりますが、悠理館をコマーシャルすることは亶理町全体をコマーシャルするということにつながると思っております。町外の方も亶理というのはお城のある町だと大分お声もお聞きいたしますので、今後も悠理館を活用した事業をいろいろな面で検討していきたいと考えてございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） そもそもという話になるかもしれませんが、この議案というのはコロナワクチン、コロナウイルス、それから地震という中身ですよ。結果として、法規的に裁量権でもって専決処分をしたというのは分かることは分かるんですけども、実際問題として時間的、臨時会を開く時間的余裕というのは本当になかったんでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 大槻議員から何で専決にしたのかということですが、1番は今ワクチン接種が今年の5月から始まったわけですが、その関係におきまして皆さんもご存じのように各課の職員が数名ずつ向こうの接種に当たっていますし、それを組むに当たりましていろいろな、それで業務が大分大変な状況に今なっております。各課の業務も滞っているような状況でございまして、あの段階ですぐこれを議会を開催するというのはなかなか難しいと判断をさせていただきまして、今回は専決とさせていただいたところでございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） お答えをいただかなくても結構ですけども、コロナの問題というのは今後も続くと思うんです。全て私たちの審議する時間がないという形になると、これも問題だと思って今言わせてもらったんですけども、ぜひとも時間というか今回の場合は特別だと私は考えておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり承認されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は13時といたします。休憩。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度亶理町一般会計補正予算（第3号））

議長（佐藤 實君） 日程第11、承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） では、承認第10号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてご説明申し上げます。

議案書の52ページをご覧ください。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについて。

令和3年4月30日、令和3年度亶理町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分としたことから、同条第3項の規定により議会にその承認を求めるものでございます。

隣の専決処分書をご覧ください。

専決処分書。令和3年度亘理町一般会計補正予算（第3号）については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う県の協力要請の期間が延長されることから、事業者への協力金給付について補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

内容につきましては別冊でお配りの令和3年度一般会計補正予算書（第3号）にてご説明申し上げますので、ご準備の上、1ページをお開き願います。

令和3年度亘理町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度亘理町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億6,428万9,000円とするものであります。

それでは、初めに歳出予算からご説明いたします。10ページ、11ページをご覧ください。

7款1項2目細目5新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業経費につきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金延長分として480万円を追加補正するものでありますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため宮城県の要請等に基づいて営業時間の短縮等の協力をいただいた事業者に対して1事業者当たり1日2万円の6日間、合計12万円の協力金を支給するものでございます。

以上が歳出の内容となります。

次に、歳入予算についてご説明いたします。前のページの8ページ、9ページにお戻り願います。

15款県支出金ですが、こちらはただいまご説明いたしました県の要請等に基づく期間延長分の協力金の財源として2項8目1節細節12新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金延長分480万円を追加補正するものであります。

以上で令和3年度亘理町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第31号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第31号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子君） 議案第31号についてご説明申し上げます。

議案書は54ページ、別冊新旧対照表は53ページとなりますのでお開き願います。

議案第31号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例。

亶理町手数料条例の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表53ページで内容をご説明いたします。

条例の別表中、中段個人番号カードの再交付1枚につき800円の項目を削除するものでございます。今回の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISがマイナンバーカードを発行する主体として明確化されたことに伴いましてマイナンバーカード発行に係る手数料の徴収についてはJ-LISから市町村への委託事務となることから、法施行期日令和3年9月1日以降は町における当該条例の規定は不要となります。そのため、今回町の手数料条例の別表から個人番号カードの再交付欄を削除するもの

でございます。

議案書に戻っていただきまして、附則としてこの条例は法施行日となります令和3年9月1日から施行となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第32号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第32号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） それでは、議案第32号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

議案書は55、56ページ、新旧対照表は54、55ページとなります。お開き願いたいと思います。

議案第32号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例。

亶理町都市公園条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、荒浜地区に整備した多目的広場につきまして鳥の海公園の有料公園としての位置づけを行うとともに、新たに使用料を設定するため

亘理町都市公園条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。54ページ、55ページをご覧くださいと思います。

別表第1、第7条関係の有料公園施設の表中、鳥の海公園の有料公園施設として多目的広場（北広場・南広場）を追加するものでございます。

別表第5、第12条関係の表中、鳥の海公園サッカー場の次に鳥の海公園多目的広場、北広場については1時間につき全面が1,000円、半面を500円、同じく鳥の海公園多目的広場南広場を500円として設定するものでございます。

最後に、備考におきまして第3項を第4項に繰り下げ、第3項に多目的広場は占用して利用する場合に使用料を徴収するという文言を追記するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、56ページをご覧ください。附則としまして、令和3年8月1日からの施行としてございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦君） 鳥の海公園の多目的広場、北広場となると全面でやると2万平米ぐらい、2万になりますよね。そうした場合にこの1,000円という、半面の500円もそうなんですけれども、1,000円と決めた基準は何だったのか。それを教えてください。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 1,000円と決定したのは、この前全員協議会でもご説明させていただきましたけれども、県内の天然芝の多目的広場、そういうところが一応大衡村、利府町、大和町ということで1時間当たり500円から約1,000円ということも参考にしたのが1つでございます。あとは、町内の運動施設ですね、土グラウンド、今グラウンドゴルフとかでよく使っているんですけれども、大体1時間当たり200円ということで、その辺も鑑みまして半面500円、全面1,000円ということで設定をさせていただいたところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦君） 先般の全員協議会の中でも説明もありましたけれども、いろいろやることに条件がある。スパイクシューズは駄目だとかそういうのがありますけれども、それは要綱によって定めるんですか。

議 長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 要綱といいますと、綱のほうの要綱なのか要領とか要項なのかでもちょっと違うと思うんですけども、どちらのほうでお答えさせていただくか。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） いずれ、そういうことを決めてやるのかどうかということだと思います。

議 長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 利用制限とか、スパイクシューズ等の使用とか各種の利用制限に関する事項につきましては、要項とか要領等で明記することについては使用料の減免もそうなんですけれども、これまでも内規等を設けて課内で統一した取扱として共有し運用してきておりますので、今回も同じようなやり方で対応することにしてございます。以上です。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 今内規というのがありましたけれども、町内外にいろいろ発信しなければならないと思うんです。私はあそこの広場を本当に多くの人たちが本当に集うような在り方であってほしいと思うんです。いろいろ制約があると思いますけれども、ちょっとした制約などは外してしまって、どんどん人を集めるような工夫をしたらいいのではないかなと思うんです。そういう上でも、ただ、制約があるとするならばしっかりとそういった情報というものを流さなければいけないと思うんですね。そういった面で内規だけで決めていいものかどうかということまで質問しましたけれども、どうでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今後、本オープンに合わせましてホームページ等でも利用に関する注意事項を載せまして広く周知していきたいと考えてございます。以上です。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番木村 満議員。

10 番（木村 満君） こちらは区分して占有させるということなんですけれども、区分はどのようにして区分するんですか。

議 長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） この前のところで図面にも示させてもらいますけれども、一応ある程度の全面・半面の区別ということでコーン等を使って区別をさせていた
だきたいと考えてございます。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） コーン等で区別する、それしかないかと思うんですけれども、壁作
ったりするわけにいきませんから。そうしますと占有している方々が例えば中学
生高校生などが占有していた場合にキャッチボールとかサッカーとかしていて、
少し強いボールが蹴られたり投げたりすると思うんです。そのときに隣で遊んで
いる子供たちとかの安全配慮というのはどのように図っていくんですか。

議 長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 多目的広場の利用に当たりましては、先ほども話しましたよ
うに注意事項とか禁止事項、ルールづくりを現在検討中でございますけれども、
今後本オープンに合わせてホームページ上でも周知を図っていくことにしてござ
いますし、利用者同士のトラブルが発生しないよう注意喚起の徹底も併せて行っ
ていきたいと考えてございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） この多目的広場の区分なんだけれども、鳥の海公園全体は都市公園
なの。という名称は使っているのか。何という公園で鳥の海公園と言っている。
その中の一部として多目的広場が設定してあって、そこから料金を取る。以前の
鳥の海公園は都市公園だけれども、公園からは料金はとらない。とっていない。
公園という大きなくくりからすれば都市公園だし、悠理公園から金とっているか
という金とっていない。亘理公園はとっていない、ただ施設を使えばとれる。
そのバランスが全然とれていないのではないか。多目的広場というのはあそこで
大体大半を占める面積は多目的広場なので、その公園が何公園なのか。大体公園
というのは皆さんに公の公園だから無料で開放して自由に遊んでくださいと、そ
ういうのが都市公園の趣旨、公園づくりのね。大体町民1人当たり都市公園が何
平米を作りなさいというような公園法もあるんだから、自由に使えるということ
で身近な公園としてね。そういうのにこういう料金設定するという自体がこれは
間違っていると思う。どう考えている、その辺は。

議 長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 基本的には個人とか家族とかで使う分には当然公園と一緒に
ので個人で使用するとかそういう場合については当然無料での使用です。あくま
でも占有したい、半面を占有して例えばグラウンドゴルフをしてみたいとそうい
う占有する場合に限り料金を設定しているという中身でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） さっき聞いた話、答えていないから言っている。

議 長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 都市公園でございます。

議 長（佐藤 實君） いいんですか。

ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 1点お聞きをしたいんですけども、内規で減免というのはここも
当てはまるのかどうかをお聞きをしたいんですが、よく町内の団体だと無料とい
うところがありますよね。無料というのは減免するという格好が。ここも適用に
なるのかどうか。

議 長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 適用になります。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例の件を採決いた
します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号 亶理町都市公園条例の
一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第33号 工事請負契約の締結について（令和3年度亶

理駅バリアフリー整備工事)

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第33号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 議案第33号をご説明させていただきます。

議案書57ページをご覧ください。

議案第33号 工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

工事名につきましては令和3年度亙理駅バリアフリー整備工事になります。

請負金額が1億2,397万円、契約の相手方は亙理町荒浜字水神62番地、株式会社阿部工務店です。なお、落札率につきましては86.95%になりました。

工事の概要につきましては、次のページ、58ページの資料をご覧ください。入札年月日につきましては令和3年5月14日、入札の方法は条件付一般競争入札です。条件の主なものにつきましては、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亙理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による建築一式工事について総合評点値が700点以上の評価を受けている事業者になります。入札参加業者につきましては渡辺工務店と阿部工務店の2社となりました。入札回数は1回、工事場所につきましては亙理町字西郷外になります。

工事の内容につきましては亙理駅に接続する施設のバリアフリー化を図るもので、JR東日本株式会社の亙理駅東口改札の整備に併せて悠理館のペDESTリアンデッキにエレベーターを整備するほか、駅の東口・西口の改札を出てからの歩行者通路に屋根、キャノピーを設置するものになります。なお、構造物の仕様については資料に記載のとおりでございます。参考といたしまして60ページ以降に全体配置図のほか道路の屋根であるキャノピー詳細図、そしてエレベーターに係る昇降機立面図を添付しておりますのでご参照願いたいと思います。

工期につきましては令和3年6月18日から令和4年、来年の3月31日までと設定しております。

以上で議案第33号 工事請負契約の締結についての説明を終わります。よろしく

お願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） ご質問いたします。バリアフリー整備工事という名前になっていますのでバリアフリーという形だと思うんですが、そうすると障害者に配慮しているという格好になりますよね。全部平らな状態というのは想像はできるんですけども、それ以外に配慮したものというのはこの工事の中であるのでしょうか。例えば、誘導タイルというのがありますよね、目の不自由な方。ああいうものもつけるということがあるのかどうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 点字ブロックとかそういう関係かと思うんですが、今回は前後周りどこもつけておりませんので、今回の対象についてはそこまでは考えてございません。ただ、当然車椅子の対応の幅とかエレベーターにつきましては緊急時にストレッチャーとかが入るような大きさを計画してございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） そのエレベーターなんですけれども、この間話をお聞きをしたらシニアカーってわかりますか。電動のハンドルつきのもので車のような形のものがありますよね。あれも当然そこを入ると思うんですけども、それであのシニアカーで実際に電車に乗っている方もいたみたいなんです。今現在のエレベーター、あれはほとんどぎりぎりの状態なんですけれども、今度の広くはなったと思うんですけども、それも含めて入るような形になるという格好ですよ。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） エレベーターとか通路幅は90センチメートルということで考えておりますので、シニアカーの幅が私正確に分からないんですけども、そこに入るのであれば通行可能かと思えます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第34号 訴えの提起について

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第34号 訴えの提起についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚君） それでは、議案第34号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

議案書64ページ、お開き願います。

議案第34号 訴えの提起について。町は町営住宅の明渡し等の請求に関し地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を経て、下記のとおり訴えを提起するものでございます。

1、被告となるべきものの最後の住所、氏名については議案書に記載のとおりでございます。

2、事件の要旨。相手方は明渡し請求に係る町営住宅に入居しているが、令和2年1月ごろから行方不明となり、令和2年9月には住民票を職権により消除しており、現在も行方が判明せず3か月以上家賃を滞納しているため、亘理町町営住宅条例第39条第1項第2号の規定に基づき町営住宅の明渡し、未払い家賃の支払いを求めるものであります。

3、請求の要旨。1として、相手方に対し町営住宅の明渡しを求める。2、相手方に対し未払い家賃6万2,900円の支払いを求めるものであります。

4、訴訟遂行の方針。1、弁護士を訴訟代理人と定める。2、第一審判決の結果、必要がある場合は上訴するものでございます。

今回の訴えの提起に至った経緯でございますが、議案書65ページの参考資料でご説明申し上げます。明渡し請求に係る町営住宅に平成26年10月に相手方が単身で

居住を開始しております。令和2年1月より本件町営住宅の家賃が未納となっており、令和2年3月には相手方の知人より電話がございまして、令和2年2月ごろから連絡が取れず警察にも捜索願を提出したという連絡を受けております。その後、町でも職員が昼間に警察立会いの下に本件町営住宅等を訪問しましたが、契約者の居住の確認はできませんでした。令和2年4月には町が町営住宅の管理業務を委託しております宮城県住宅供給公社が本件町営住宅の夜間の訪問を実施しておりますが、居住の形跡は見られなかったという報告を受けております。令和2年7月に町民生活課へ居所不明となっている住民の調査を依頼し、令和2年9月に居所不明となっている住民の調査の結果、住民票を職権により消除としましたので同日付で本件町営住宅の家賃調定を停止しております。その後、宮城県住宅供給公社と何度か打ち合わせを行いまして、退去の方法を検討し、町の顧問弁護士事務所にも電話やFAXにより相談しております。令和3年4月には町の顧問弁護士へ直接相談させていただき、本件町営住宅の家賃滞納を理由とした訴訟を提起し判決に基づき退去させる方法の教示を受けまして、現在も相手方の行方は判明していないため本町顧問弁護士を訴訟代理人とし仙台地方裁判所に町営住宅の明渡しの訴えを提起するものでございます。

議案第34号の説明については以上で終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 今回の訴えについて何点かご質問申し上げます。行方不明から家賃が滞納になった、その結果職権消除により訴えとなったわけですが、亘理町町営住宅条例39条第1号第2号が訴えの根拠、これについては今説明があったとおり弁護士と相談して教示を受けたその根拠にしているということではありますけれども、町営住宅の条例を見ますと条文が1号から7号まで規定されておりまして、その中に第4号に入居者が正当な事由によらないで引き続き15日以上町営住宅を使用しないときという条項がございまして、今回の事案は入居者の行方不明に起因しているわけであるから、その結果、住民票を職権消除したという流れになっております。弁護士からそのような教示を受けたとはありますが、訴えの根拠条文というふうに考えてみた場合に第4号が根拠条文ではないかと私は思うんですけれども、もしくはこの根拠条文の列挙という形にはならなかったのかというお尋ねです。この辺の話としての根拠を詳しくお話してください。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚君） 今回の訴えにつきましては町の顧問弁護士と相談させていただいた結果、部屋、荷物の明渡しだけでは訴訟理由が弱いということもございまして、滞納家賃を請求することで訴訟の理由が強くなるということもご教示いただきましたので、今回そのようにさせていただいております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） それで、住民票の職権消除についてなんですが、亘理町からお1人の方が存在が抹消されたということになります。大変重い判断になるわけですが、この住民への実態調査を行って職権消除をしなければならないとなっておりますが、職権消除についての担当課である町民生活課での手順、もしくはガイドライン等に基づいて行ったのか。そして、その結果、どうだったのかお聞かせください。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子君） 職権消除につきましては今回であれば施設管理課からの申出によりということになりますが、一般的に居住の実態がつかめていないという情報に基づきまして町民生活課の職員と、今回であれば施設管理課の職員、また一般的に行政区の区長さんなりからそういった申出があった場合などはそういった方々とともにそのお宅を訪問して、生活の形跡が見られないということを確認いたしまして手続をとっているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） この訴えの後、認められた場合、家財道具及び金品等の取扱についてはどのような対応をとるのか、もしくは家賃の滞納に充当できるものなのか。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚君） この後の訴訟の後の流れでございしますが、この後、訴えの提起をした後に相手方は今行方不明ということもありまして返答はないということとなりますので、最終的には執行官立会いの下、荷物は撤去させていただくような形になりまして、その荷物については今空いている町営住宅に一旦そこに入れて、その後、何か月かたってから処分という形になっております。この滞納家賃につきましては保証人が支払う意思があるということがありますので、そちらに充当するのではなく滞納家賃は保証人が支払うということになっております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今答弁の中で保証人ということが出ましたけれども、これは保証人
なんですか。連帯保証人ですか。それをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚君） 失礼しました。連帯保証人でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 一般保証人となれば、例えば支払ってくれと言ったら債務者に言っ
てくれとこれは言えるんです、一般保証人。連帯保証人となると絶対言えないん
です。ですから、そののところ私それ聞いていて一般保証人なのかと思って確認
させていただきましたけれども、連帯保証人ということですね。分かりました。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 若干分からないところがあるので教えていただきたいんですが、令
和2年4月に住宅供給公社で夜間の訪問をしたんだけども居住形跡が見られな
かったということですよね。その後、7月に町民生活課へ調査を依頼したという
形なんですけれども、その中の3か月間というのはなぜこの7月なのかというの
が分からないんですけれども。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚君） 4月に公社で夜間訪問は実施しておりますが、その後公
社ともこの相手方、行方不明になっている相手方の退去についてこの間に相談さ
せていただいたこともありまして、あと、先ほど言いました連帯保証人からも滞
納家賃について今後この先滞納家賃が増えていった場合どうなるのかというご相
談もいただきまして、7月になって町民生活課に居所不明となっている住民の調
査を依頼したという内容でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 分かりました。参考までにお聞きしますけれども、その3か月間と
いうかなんというか、こういうことがあったということはその後の体制として実
際に関わりが出てくるのは町になってくるのか、それとも住宅供給公社でそこま
での、実際にそこまでの委託も入っているのかどうか。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚君） 今回の件のように訴訟になりましたら町が訴訟するようになりすけれども、その前の段階の相手方との交渉とかにつきましては公社でやっていたかようになっております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 訴えの提起についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号 訴えの提起についての件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第35号 字の区域を新たに画することについて

日程第17 議案第36号 字の区域を新たに画することについて

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第35号 字の区域を新たに画することについて及び議案第36号 字の区域を新たに画することについての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

議案第35号及び議案第36号の2件について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（齋 義弘君） それでは、議案第35号及び議案第36号について一括でご説明申し上げます。

まず、議案第35号でございます。議案書66ページをご覧ください。

議案第35号 字の区画を新たに画することについて。今回の字の区画を新たに画することにつきましては、地方自治法第260条第1項の規定により本町の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するため、議会の議決を求めるものでございます。

67ページをご覧ください。

字の変更を必要とした理由でございますが、当該字の変更区域におきましては土地改良事業が施行され、令和3年度中に換地処分を行い事業が完了する予定となっており、換地処分の実施に伴い圃場整備施行区域内の字名を変更するものでございます。議案資料の合理的にしようとするものに関しましては、施行区域内の字名を字吉田東に統一するというものでございます。

事業名は県営土地改良事業（区画整理事業）吉田東部1期地区、根拠法令につきましては土地改良法第87条です。施行者は宮城県になります。確定年月日及び確定番号については平成25年6月7日農村第184号です。施行区域は亶理郡亶理町吉田字原、通橋、流、村、小橋、北上、北中、南上、南中、道上、塩田、畑西の各一部、長瀬字大橋、舟入、南原、シツ込の各一部となります。換地処分予定年月は令和4年3月になります。

68ページには字名の新旧対照表が、69ページから74ページは変更調書が、75ページ以降には事業の位置図及び吉田東部1期地区の字区域図が添付されておりますのでご参照願います。

以上が議案第35号の説明でございます。

続きまして、議案第36号 字の区域を新たに画することについてご説明申し上げます。78ページをお開きください。

今回の字の区域を新たに画することにつきましては、地方自治法第260条第1項の規定により本町の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するため、議会の議決を求めるものでございます。

79ページをご覧ください。

字の変更を必要とした理由でございますが、当該字の変更区域におきましては土地改良事業が施行され、令和3年度中に換地処分を行い事業が完了する予定となっており、換地処分の実施に伴い圃場整備施行区域内の字名を変更するものでございます。議案資料の合理的にしようとするものに関しましては、施行区域内の字名を先ほどと同じ字吉田東に統一するというものでございます。

事業名は県営土地改良事業（区画整理事業）吉田東部2期地区、根拠法令については土地改良法第87条です。施行者は宮城県になります。確定年月日及び確定番号については平成25年6月7日、農村第185号です。施行区域は亶理郡亶理町吉田

字村、内浦、松ヶ崎山、北畑、北中、北下、南上、南中、南下、南須賀畑、道上、道下、塩田、砂浜、須賀畑、畑東の各一部、長瀬字舟入の一部となります。換地処分予定年月は令和4年3月になります。

80ページには字名の新旧対照表が、81ページから92ページは変更調書が、93ページ以降には事業の位置図及び吉田東部2期地区の字区域図が添付されておりますのでご参照願います。

以上で議案第36号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず議案第35号 字の区域を新たに画することについての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号 字の区域を新たに画することについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号 字の区域を新たに画することについての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 字の区域を新たに画することについての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 字の区域を新たに画することについての件を採決いたします

す。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号 字の区域を新たに画することについての件は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑・採決は終了いたしました。

日程第18 議案第37号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第4号）

議長（佐藤 實君） 日程第18、議案第37号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第37号についてご説明申し上げます。

別冊でお配りの令和3年度亶理町一般会計補正予算書（第4号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第37号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第4号）。

令和3年度亶理町一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,277万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億8,706万5,000円とするものであります。

続いて第2条、債務負担行為の補正です。債務負担行為の廃止は第2表債務負担行為補正によるものとなります。

それでは歳出予算からご説明いたしますので、予算書の15、16ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては主なものを中心に説明させていただきますが、今回の補正予算につきましては2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震に係る費用のほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び感染症の拡大により影響を受けている住民、事業者等への支援事業について計上したものがその主なものとなっております。

それでは、初めに2款総務費になりますが、1項1目細目2職員人件費につきま

しては公務中の事故によりましてお亡くなりになられた非常勤職員の家族等に対して支給する公務災害補償金として2,464万5,000円を追加補正するものであります。2目細目4広報経費につきましては当初予算に計上し令和3年度から令和4年度の2か年で更新を予定していた本町の公式ホームページリニューアル業務について新型コロナウイルス感染症の拡大が続く現在の状況から新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種町の最新情報を迅速にそして分かりやすく住民に届けられるよう、またパソコンだけではなくスマートフォンからでも閲覧しやすいホームページにするため当初の計画を1年前倒しして今年度中にリニューアルが完了するように委託料380万円を追加補正するとともに、令和4年度の債務負担行為の設定を廃止とするものであります。

4目細目3会計事務経費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として非対面、非接触での納税納付ができる口座振替を町として推進するに当たり、現在の金融機関の窓口での口座振替の申込みのほか金融機関に足を運ばなくてもパソコンやスマートフォンからでも口座振替の申込みができるWEB口座振替制度を導入するため、WEB口座振替受付サービス導入事業委託料等として総額755万5,000円を追加補正するものでございます。

6目細目3企画事務経費につきましては、地域のコミュニティー活動の充実強化を図るため駅前東区が申請していた一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業について申請が認められたことから、物置や発電機といった備品を購入する経費として一般コミュニティー助成金250万円を追加補正するものであります。

続きまして17、18ページをお開き願います。

13目細目3事務改善経費につきましては、全国的に感染が拡大している新型コロナウイルスの影響によりオンラインでの会議や打ち合わせが増加していることから、それらのオンライン会議等に対応するためタブレット端末や電子黒板等の機器、さらにはネットワーク環境の整備する費用として総額1,624万8,000円を追加補正するものであります。

3款民生費をご説明させていただきます。初めに2項1目細目3児童福祉事務経費につきましては、令和2年度の子ども子育て支援交付金の精算に伴う国及び県への返還金として256万8,000円を追加補正するものであります。続きまして細目

21子育て世帯生活支援特別給付金事業経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている一人親以外の低所得の子育て世帯に対し国の交付金を活用して子供1人当たり5万円を給付するため子育て世帯生活支援特別給付金等として総額3,046万円を追加補正するものであります。なお、今回は一人親世帯以外が対象となっておりますが、一人親世帯については既に県の事業により給付事業が実施されているところであります。

次に2目細目3児童館管理経費、19、20ページに移りまして細目4児童館管理経費、細目7中央児童センター管理経費、3目細目4保育所管理経費、4目細目3保育園経費につきましては国及び県の補助金を活用して新型コロナウイルス感染症対策の消耗品や備品等を購入するもので、それぞれの施設の規模に応じて30万円から50万円の範囲で追加補正するものであります。また、3目細目4保育所管理経費につきましてはただいまご説明しました新型コロナウイルス感染症対策費以外につきましても二杉園事業の今後の民間移管に向けた吉田保育所仮園舎の改修工事費として1,682万8,000円を追加補正するものであります。

そしてページの下段、3項1目細目4災害救助経費につきましては災害援護資金特例措置の適用期間延長により東日本大震災に係る災害援護資金の申請期限が1年間延長されたことから、貸付金として350万円を追加補正するものであります。

続きまして21、22ページをお開き願います。

4款衛生費につきましては、1項5目細目4環境美化推進経費において2月13日の地震により発生した瓦などの災害がれきの処理委託料として172万円を追加補正するほか、被害の罹災程度が半壊以上で解体せざるを得ない家屋が1棟あることから、その解体に要する費用の償還金として355万2,000円を追加補正するものであります。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。1項農業費につきましては、4目細目3農業振興事務経費において新たに就農する農業者1名に対し農業次世代人材投資事業補助金経営開始型として150万円を追加補正するほか、6目細目5用排水路管理経費において、こちらも2月13日の地震で被災した亙理承水路護岸の災害復旧費として亙理土地改良区に対し農業用幹線排水路災害復旧事業補助金222万5,000円を追加補正するものでございます。3項1目細目4水産業振興経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い魚介類などの水産物の

需要が減少し、市場価格が下落していることから漁業災害補償法に基づく共済制度への加入を推進し、漁業者の経営安定に資するためその掛金の一部を助成する漁業経営継続支援事業補助金等として740万7,000円を追加補正するものであります。

次に23、24ページをお開き願います。

7款商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に係る対策事業費を予算計上しております。商工費全体で1億3,315万7,000円を追加補正するものですが、主なものといたしましては1項2目細目3商工振興事務経費において感染症拡大の影響により収益が減少している町内の店舗等を支援するとともに、町内経済の活性化を図るため昨年度に引き続き町民1人当たり3,000円の商品券を発行する商品券発行業務委託料1億969万2,000円を追加補正するほか、県による4月から5月にかけての時短要請に基づく協力金の対象外となる町内の飲食店事業者等に対し事業を継続するための支援として1事業者当たり20万円を給付する新型コロナウイルス感染症対策飲食業事業者等支援給付金1,200万円を追加補正するものであります。また、宮城県が実施する飲食店への認証制度に取り組み、認定を受けた町内飲食店事業者に対し1事業者当たり10万円の応援金を支給するみやぎ飲食店コロナ対策認証店応援金として500万円を追加補正するものであります。

8款土木費につきましては、4項1目細目3都市計画事務経費において宮城県の都市計画区域マスタープランの見直しに伴い本町の都市計画マスタープランの見直しを行う必要があることから、都市計画マスタープラン改定業務委託料として400万円を追加補正するほか、5項1目細目3住宅管理経費になりますが、上浜街道の戸建て住宅において地盤沈下等により玄関ポーチ等に不具合が生じていることから、それらの修繕にかかる費用として上浜街道住宅戸建て修繕業務委託料1,160万円を追加補正するものが主なものとなっております。

続きまして25、26ページの9款消防費になりますが、消防費につきましては1項5目細目6防災対策経費における木造住宅耐震診断助成事業委託料及び木造住宅耐震改修工事費補助金について、当初予算においてそれぞれ予算措置しているところではありますが、2月、3月の地震の影響から申請者の増加が見込まれるため耐震診断助成事業については5棟分、耐震改修工事費補助金については2棟分をそれぞれ追加補正するほか、地震や強風により被災した瓦屋根について災害に強

い屋根構造にするための改修工事を行う町民を支援する屋根台風改修工事費補助金1,104万円を追加補正するものであります。

10款教育費につきましては、初めに2項小学校費及び27、28ページにかけての3項中学校費のそれぞれの施設管理経費になりますが、本年4月に福岡県北九州市の中学校で体育館のバスケットゴールが落下し生徒がけがをした事案を受け、小中学校の体育館のバスケットゴールを点検する費用として小学校費につきましては76万円、中学校費につきましては50万円をそれぞれ追加補正するものであります。なお、5項保健体育費についても各地区の体育館等のバスケットゴールの点検費用を計上しているところであります。

次に4項社会教育費になりますが、1項細目3社会教育事務経費につきまして新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から今年の1月から11月に延期した令和3年互理町成人式の開催に要する経費等として175万2,000円を追加補正するもののほか、3目細目5文化財保護事業費において2か年事業として実施しております伊達実元霊屋の改修工事について想定していた以上のシロアリ等の被害が確認されたことから114万7,000円を追加補正するものであります。5目細目4図書館費につきましては、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策として町民への図書等の貸出しサービスの向上を図り外出の抑制など在宅で過ごす時間を増やしていただくため、新たな貸出し図書のほかDVDなどの貸出し用視聴覚資料を購入する費用として302万円を追加補正するものが主なものであります。

29、30ページをお開き願います。

5項3目細目3町民体育館経費につきましては、老朽化や度重なる地震等の影響により開閉しづらくなっている町民体育館の玄関出入り口について、接触感染リスクを減らす新型コロナウイルス感染症拡大防止対策も兼ねて自動ドア化するための工事費として366万3,000円を追加補正するものであります。

歳出の最後になりますが、11款災害復旧費になります。今回の災害復旧費の予算計上につきましては、2月13日に発生した地震で被災した本町の公共施設の災害復旧になりますが、初めに3項3目細目5文化財災害復旧費につきましては被災した伊達家歴代墓所の墓石や灯籠等の復旧工事費として660万円を追加補正するものであります。

次に31、32ページをご覧ください。

5項2目細目4保育所災害復旧費につきましては、亘理保育所及び鹿島保育所ホール等の修繕費として287万6,000円を追加補正するものであります。

以上が歳出補正予算の主な内容となっております。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたしますので、9ページ、10ページにお戻り願います。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金において低所得の一人親以外の子育て世帯に対する給付金の財源として1目3節細節19子育て世帯生活支援特別給付金2,775万円を追加するもののほか、3目5節細節1住宅建築物安全ストック形成事業補助金として木造住宅の耐震診断、耐震改修、さらには屋根の改修に係る国庫補助金として687万6,000円を追加補正するものであります。また、9目総務費国庫補助金として今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等を実施するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,878万2,000円を追加補正するものが主なものとなっております。

15款県支出金につきましては、1項1目4節細節3災害援護資金負担金として350万円を追加補正するもののほか、11、12ページに移りまして8目1節細節13第2期新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金行政枠として700万円を追加補正するものがその主なものとなっております。

次に17款寄附金につきましては、説明欄記載の2名の方から総額23万円のご寄附を頂いたことから追加補正を行うものであります。

18款繰入金につきましては、町営住宅の修繕費用の財源として1項14目町営住宅管理運営基金繰入金1,160万円を追加補正するほか、今回の補正の調整財源として1項1目1節財政調整基金繰入金1億803万円を追加補正するものであります。

20款諸収入につきましては、13、14ページにかけてになりますが、4項1目2節細節3全国町村会総合賠償補償金として2,464万5,000円を追加補正するほか、3節細節4自治総合センターコミュニティー助成金として250万円を追加補正するものであります。

最後に2表についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正につきましては、歳出補正予算でご説明いたしましたとおり令和3年度から令和4年度の2か年で実施予定であった亘理町公式ホームページリニューアル業務について、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く現在の

状況を踏まえ1年前倒しして実施することとしたことから、設定していた令和4年度の債務負担行為について廃止とするものであります。

以上で一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 20ページの保育所管理経費の件でお聞きいたします。ここに工事請負費1,682万8,000円と計上されております。ここでは平成24年12月、日本ユニセフ協会からの寄贈された約8年と半年ですか、そういう形でようやく工事となったわけですが、今までもぼろぼろだったんです、あそこは。それで同僚議員も一般質問でも取り上げていましたけれども、なぜボロボロなるまでほっておいたのか。整備すべきではなかったのか、もっと早く整備すべきではなかったのかと私はこう思ったのがまず1点目。それから2点目、先日の全協でも渡されたのにもありましたけれども、トップライト防水というのがございました。このトップライトというのは天窓のことを言うのかなと思いますけれども、これは全て取り替えるのか、それともここに防水というのを前回いただいていたけれども、トップライト防水とありましたから防水のみなのか。この2点、お聞きします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦君） ただいまのご質問でございますが、あの施設、ほっておいたわけではございませんで、そもそも待機児童が多い状況でございましたので新たな保育施設として活用できないかということで模索してまいりましたが、場所的な部分で利便性が悪いということもございましてなかなか実現できなかったということでございます。トップライトの防水の関係でございまして、全部の部分の補修を行うという形で考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 全部取り外しということですね。全部直す、取り外して新しいのを設置するというのか、それとも周りの防水面だけなのかとそれをお聞きしたかったのはまず先ほどの。それからもう1つ、室内空調清掃シロアリ防除施工等と先日いただきましたけれども、シロアリ防除施工、これは室内をするのか、それとも土のほうをするのか。室内をするのであれば子供たち、手はべたべたつきます

からシロアリ防除これは毒物が入っています。ぜひそのところはどのようなもの、外に使うものは毒物はオーケーなんですけれども、中というのは毒物の入っていないものを使うはずなんですけれども、そのところ、どういう形なのか教えていただきたい。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦君） トップライトの関係でございますが、取り外しではなくシールで周りを再防水をかけるという修繕になります。シロアリの防除の関係でございますが、主には内側の床下からの消毒が主でございますけれども、外側の薬剤の関係とかにつきましては今後委託する業者とも相談しながら進めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番小野一雄議員。

1番（小野一雄君） 1点だけ質問します。16ページの災害補償費の関係でただいま説明ありましたけれども2,464万5,000円の中身、この関係、一昨日全員協議会で副町長から、突然でありますけれども若干説明がありました。そこで、私からこれはこの事故はいつどこでどのような仕事をして発生したのか、その辺をお聞きしたい。それから、恐らく男性だと思いますが男性の年齢、分かればこの辺も教えてほしいと思います。まず、とりあえず以上で。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいまのご質問なんですけれども、個人情報の点もございましてご遺族にもご配慮したいという考えから、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1番（小野一雄君） そうしますと、こういった場合、こういった事故なり事象が発生した場合には全く議会に対してお知らせ、報告がないということになるのか。私は今後こういう事故があってはならない、要は作業形態に例えば単独作業であったのか連帯で複数で作業していたのか、あるいは年齢層ぐらいいは知りたい。その辺は個人情報に何も抵触するはずないと思いますが、いかがですか。そしてもう1つはなぜこんなに、いつ発生したかぐらいいは知りたいんです。例えば3年前というのは極端ですけれども、その辺は議会に報告するべきだと思うんですが、それではなければ議会はどうしていればいいんですか。また発生したんですかと、安全

なり安全対策についてのチェックなりそういったものが私は提言できなくなると
思います。その辺の考えをお願いします。

議長（佐藤 實君） この際、暫時休憩をいたします。

再開は10分後ですから2時20分にしたいと思います。休憩。

午後2時13分 休憩

午後2時20分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁から始めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 大変失礼いたしました。今回の事故の概要につきましてご説明申
し上げたいと思います。

町非常勤であります亙理町鳥獣被害対策実施隊隊員男性1名でございます。年代
につきましては80代、事故発生日につきましては令和2年10月12日、イノシシ捕
獲用箱わなを巡回後、転倒し入院中に亡くなられたという内容になっております。
この件に関しまして、公務中の災害ということで宮城県市町村等非常勤職員公務
災害補償等認定委員会に総務課から公務災害として認定受けられるかどうか審査
を事故後、亡くなられた後に申請しておりまして、その後、認定委員会から今年
3月16日付で公務災害に認定しますという内容の通知がございました。今回、議
会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、今回ご遺
族の方に災害補償金を支給するものになったものでございます。以上が概要にな
ります。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） そのような程度で説明いいんです。発生したら直ちに報告すべきだ
と私は思います。なぜかといいますと、私一番聞きたかったの年代層なんです。
今亙理町内の一生懸命草刈り仕事やっています。ずっと見ていますと、同世代の
人がいっぱいいるんです。私の知り合いの人もいっぱいおります。ですから、こ
ういったけが、事故防止のためにみんなでもってフォローしていかないと駄目だ、
注意喚起していかないと駄目だという観点からもお聞きしたわけなんです。別に
本当に遺族の方にお悔やみを申し上げたいとこのように思います。今後とも前向
きに議会に報告するようにお願い申し上げます。私は以上です。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいま小野議員のおっしゃるとおり、今後につきましては議運
なり常任委員会、あと全員協議会にご報告させていただきたいと思います。以上
です。

議 長（佐藤 實君） 14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 28ページ、図書館郷土資料館費、そこで工事請負費の受付カウンタ
ー飛沫防止アクリル板設置工事44万5,000円あります。今現在図書館の1日の利用
が大体357人、決算からいきますと357人という報告がされております。そうした
場合に、飛沫防止アクリル板だけではなく、例えば返却された図書、それを簡単
除菌ボックスというのがあるんですね。大体20万円ぐらいで赤外線除菌するも
の、さらに公衆の場での消毒液設置ということで例えば踏み込み式の消毒液スタ
ンドとかアクリル板だけではなくその辺も踏まえて新型コロナ対策としての考え
はどうだったのか。あと、その下の図書の購入費ですけれども、在宅者サービ
スの向上、貸出し資料の充実を図るということでございますが、なぜ当初予算で計
上なくて今回の補正に回したのか。それと、図書CD、DVD、その内訳等々
についてお伺いいたします。

あともう1つ、その上の文化財保護事業費の伊達実元霊屋修復工事です。予想以
上のシロアリ被害が確認されたということでございますが、これの工事のどのよ
うな工事を施工していくのかお願いいたします。さらに、次の30ページの災害復
旧費の社会教育施設災害復旧費文化財災害復旧工事の伊達氏歴代墓所復旧修繕工
事660万円、地震等で被害を受けた歴代墓所の修繕工事ということでございますが、
まずは転倒した際に墓石の損傷があったのかどうか。それについてお伺いいたし
ます。

議 長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） まず図書館の関係でございますけれども、今回の工事につ
きましてはアクリル板と、またそのアクリル板の設置につきましては入ってすぐ左
側のところがアクリル板、奥の返却、本の返却する奥のほうカーテン式の透明
カーテンの飛沫防止用の透明カーテンを設置するという工事内容でございます。
先ほど本の返却のときに赤外線とか何か、そういうものは現在ある形になってい
ると思います。それと本の返却あればその都度消毒をしているという状況でござ
います。図書の購入関係でございますけれども、一般図書については今回500冊、

児童図書についても同じく500冊ということで、そちら合わせて約200万円、視聴覚資料ということでCD、DVD、両方50本ずつということで合わせて302万円という形になります。当初予算に上げていないわけではなく、今回のこの交付金を活用してもう少し購入を促したというか買い増しするというところでございます。

続きまして伊達実元の霊屋の工事でございますけれども、今回の工事で解体もしてございます。解体調査した際に建物内の床板を支える下の根部であったり本体を支える柱、縁周りを支える柱がシロアリによる傷みが想定以上に激しかったということで、木部の交換等の修復対応が必要になったものでございます。それと歴代墓所の関係ですけれども、今回は倒れて一部壊れた部分もございまして、墓石につきましては27基のうち24基ですね、灯籠については33基中27基ということで、補修工事を行うものでございまして、若干壊れている部分もあるので部材の補修とか欠品部材の作製等も工事の中に含まれているという形になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 除塵機については失礼をいたしました。先ほども言ったんですけれども、大体357人が来館される。そういう公衆の場については消毒液等の設置がされているのが常識なんですね。その辺あたり、どうだったのか。あと、実元、これは亙理伊達家の始祖、一番最初の始祖なんです。町の文化財にもなっておるわけですのでその辺を十分考えて、例えば土台部分、シロアリに強い木材、例えば栗とかヒノキ、ヒバ、その辺あたりの部材を使って長期的に今後ずっと続くようにしていただきたいと思います。あと、歴代墓所については耐震性というか、例えば石の中に金属のあれを入れて倒れないような方向で、それで文化財保護委員の方がいるわけですよ。文化財保護委員の意見を拝聴しながら、なぜそう申しますかというところも町指定の歴代墓所ということで指定になっているわけです。初代から17代までの霊屋、墓石が並ぶのは亙理伊達家だけなんですね。将来的にこの文化財として高めていって県の指定辺りまでにつなぐことができるのかなと思うぐらいの財産なんですよ。そうした場合に、例えば石堂御霊屋建ててから年月も経過随分しているわけで、300年とか250年とか。歴代に来ているわけですから、そうした場合劣化を防ぐための屋根を造るとかそういう話などは文化財保護委員などでもあったのかどうか。そして、町の考えはどのような考えを持っているのかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 答える範囲内で答えていいです。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 図書館のところの消毒の関係ですけれども、それは設置してございます。それと、実元の霊屋につきましてはあの物自体は栗の木の素材になっていまして、今回もその栗の木で補修していくという形になります。歴代墓所については前回の3・11のときには、そこから復旧のときには接着剤というかそういうものでとりあえず復旧したみたいなんですけれども、それでも今回の2月の地震で落ちたという事例もございまして今回はステンレスピン、それを使った工事をやれるところはやっていく。ただ、劣化によってそのピン入れることによって割れる可能性もあるので、そこはものを見ながら試していくと。それで対応難しいという部分についてはまた接着剤みたいなものを使って復旧していくという形になります。最後の歴代墓所の屋根の関係ですけれども、そういう話が文化財保護委員さんと全然まだ話していないので、今後会議の中でもそういうのもし相談できればしたいと考えてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 質疑ですから、質疑に関連のあることを質問してください。佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 修理関係ですから修理としての質問をいたしました。とにかく、町の財産です。今後とも後世に残していかなければならないので、その辺あたり十分に修繕対応してほしいということです。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 分かりました。

議長（佐藤 實君） ほかに。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） それでは18ページの上段の事務改善費、昨日の一般質問の中でもご説明がございましたが、今回の補正予算の一つ目玉なのかなと思います。それで、このようなウイルス禍の中でこれからオンライン会議を実施していくに当たりまして会議はどのような範囲なのか、会議の範囲。オンライン会議を行う会議の範囲とか内容の会議、それから100%このオンライン会議でできないと思うんですよ。環境が環境で、そしてどういった機関をまずもって想定しているのか。庁舎内だけの関係で会議をやっていくのか、それともある範囲の中での関係機関、首相も含めた国とか県とかそこまで想定しているのかということと、そして今までは会議室の中にみんなが集まっていろいろな討議とか協議していましたでしょう。こ

れが会議によってはなかなか難しい場面というもので限定されてくると思います、協議の内容というのは私が考える部分で。各課の中にそういった機材を置いてお話しするわけですね。そうしますと、しゃべるだけの環境が必要になると思います。課長の横でいろいろな話するなということもなかなかやりにくい部分もあるでしょうから、コワーキングスペースみたいな独立したものとかそういった環境を整えていくのかどうか。その辺の環境整備、情報管理も含めた。その辺のお話をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） オンライン会議の想定でございますけれども、こちらのオンライン会議は庁舎内の各課とのオンライン会議というのは今のところはまだ考えてはいないんですけれども、外部の企業なり団体なりそういった事業所とかそういった方々とのオンライン会議というのはもう既にやっております。どうしても今回のコロナ禍で移動ができないというのがございまして、なかなか打ち合わせも電話等だけでは済まないということでどんどんそのような会議に使われております。企画課でも何台か端末が用意してございまして、各課に貸出しとかしているんですけれども、何せ台数が限られておりますので今後このような形で端末を整備して、今後ますます増えるであろうオンライン会議に対応したいと考えています。部屋なんですけれども、役場庁舎の中の相談室も各階にございまして、小さい部屋になりますけれどもそういったところを使ったり、ちょっと人数が増えた場合は中会議室とかそういう場所でいろいろ工夫しながらやっております。

今回は各出先機関の町内LAN、無線LANですね、各交流センター、図書館、郷土資料館も含めて無線LANの整備をしております。今までこの庁舎内だけしか役場関係の無線LAN飛んでおりませんので、ほかの施設とも連携できるような形に改修しておりますので、以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 次、22ページの下段の水産業振興経費。今回補助金として漁業経営継続支援事業補助金740万円が計上されました。説明資料でお尋ねいたしたいと思っております。需要の低迷から損失額を漁業災害補償法の共済制度への負担額の一部補助ということですが、まだ要綱がまだできていないということの説明のようでございます。この説明資料の中には対象者の要件について町内を拠点に漁業を営

むと記載されておりますが、一般的に拠点という場合は複数もあり得ると私は考えましたので、通常は住所または主たる事務所ということなのかなと私は考えた。この見解が1つ。あともう1つ、説明資料には加入促進を図るということがうたわれています。これまでの加入経営体と過去の異常気象などによる補償補填事例というものはあったのかどうか、この保険制度で。この2点について。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） まず初めに、町内を拠点という意味合いでございますが、といいますのもまずお住まいというか住所ではできないといいますか、町外者も県漁協荒浜支所に登録されている町外者もいらっしゃいます。ですので、こちらで捉えているのは町外者でも漁協で船を停留されてあちらのほうに出荷されている漁業者という形で捉えております。それで、全てで今回皆様にご提示した船で言えば20隻、こちらがという数の捉え方でございます。ですので、町外者でもあちらで荒浜漁協を拠点としていれば該当になるという形にしております。それと、これまでの加入の状況でございますが、こちらに今回昨年度までは実績は調べているんですが、今回こちらにこのパンフレットというんですか資料にまとめさせていただいた対象者に共済制度に加入し、かつ国の補助要件に該当しているというこちらに今回させていただいたというのが全隻、登録されている全隻、今回で言えば20隻ですけれども、20隻の方々が全て今回のこの共済に加入していただければ国の補助要件に合致するという要件がございます。ですので、現在20隻全隻加入していただけるように今回促進を図るということでございまして、これまでの加入状況については手元に資料ございませんで、お許しいただきたいと思いません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） これが一番肝要な質問になると思いますが、これから補助金要綱を策定するということになるかと思いますが、この補助金要綱を今後漁協が行う共済事業の共済制度として要綱を恒久的な制度としていくのか。今回だけではなく毎年このような予算の範囲内で補助を行っていくというこのコロナ禍を奇禍として行っていくのかどうか。そうしていったらいいのではないかという私の私見を述べさせていただきますけれども、どのようにお考えなのか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） そのようなご意見をいただくとこちらとしては大変うれしい限りでございますが、といたしますのも、現在コロナでこのような状況になっておりますが、こちらの事務局では一番心配しているのが来年度以降の東電の処理水のあちらの問題も来年度以降、処理水の放流、そういう事例もございます。今後何が起きるか、どんな風評被害が起こるかこちらでは予想できない状態になっていきますので、できればこの要綱を生かしながら今後の水産業の支援に努めてまいりたいと思っております。なお、その際にも議員各位のご協力をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 24ページのマスタープランについて。亶理町都市計画マスタープランについて、改定で継続事業になるのかと思うんだけど、改定とあるとマスタープランを直す、改定するメインとなるような一番変わるもの、亶理町をどのように都市計画をしていこうかというその基本となるものが変わるのか、それとも付随したものがいろいろ出てくるのか。例えば、役場の西側の水田地帯を用途地域指定して将来を見越すようなマスタープランに持っていくのか、そのようないろいろ改定をこの中には含まれるのにどのような改定をするつもりでいるのか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） このマスタープランにつきましては、基本10年で正式に作っているところなんですけど、5年で中間の年数におきまして町の現状把握というのを行っているものでございます。前回作成したのが平成29年でございまして、約5年がたったので今回やるということで大きな見直しは、まだ委託始まっていないので分かりませんが、小規模の見直しとなる予定でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 期間が10年だというけれども、後期の5年間でも前期の5年間で都市計画どのように変わったのかというと、目に見えるものは街路も進んだのは分からないけれども、余り目に見えるような都市計画施設、都市計画事業というのが進んでいるのは公共下水ですね、一番。公共下水が進んでいるけれども、そのほかに我々に目に見えるものとして余り目につくものがない。今度後期のまた5年間の改定するんだけど、都市計画こう変えましたと見えるような都市計画区域の改定というのが欲しいと思う。それには町の計画に合った、基本計画に合

ったような道路網のここが幹線道路の優先度をつけるとか、用途地域の指定をす
るとか、準工にするとか住宅地にするとかそういう目玉のものをぽんぽんと都市
計画マスタープランに入ってこないとか改定という意味がなさない。やる以上は400
万円もかけてやるんだから互理町こう変わっていくとこの都市マスで説明できる
ような都市マスを作ってほしいと思う。それが皆さんの知恵をみな集めて互理町
の将来像というのを考えてやってもらわないと、新しい改定の都市マスは出てこ
ない。そういう面でいろいろ質問も私もしたけれども、変えることはできるので
あっていつまでも継続的に10年前、20年前の都市マスと余り変更がないような都
市マスでは進歩がないと言われるので、その辺、みなさんの知恵を結集して改定
した都市マスを作っていたらいいと思うんです。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今回、改定の前段としまして総合発展計画の後期計画が策定
されたのと、復興が終わったということがございますので、まずそれに合わせた
現状把握をしたいというのが一番の目的でございますが、何か今後目玉として必
要な部分があれば、そちらに向けてその政策についても策定のほうを検討したい
と思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 2つほどお聞きをします。1つは16ページの2款1項4目の3です
ね、WEB口座振替サービスなんですけど、町民の利便性も含めてこの委託という
格好だと思ってるんですけど、今現在の仕組みとしてコンビニは使えるし一般の銀行も
使えるという格好になるんですけど、郵便局というのが使えないような格好
になっているんですけど、利便性考えたらこういったことも議論にならなかったの
かというのが1点。それからもう1つは24ページの7款1項2目の3の商品券で
す。この商品券についてですが、地域経済に対する効果、どんな効果があったの
か。そのことによって今回これが出てきたと思うんですけど、その点をお聞かせ
いただきたい。

議長（佐藤 實君） 会計課長。

会計管理者兼会計課長（菊地邦博君） 郵便局でも納めることができない、これまでできな
かったかという質問だと思うんですけど、たしか今年の4月からだと思うん
ですけど郵便局の窓口でも、東北6県になりますけれども、マルコウという

ことで窓口でも直接納付ができるような形に現在なっています。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） 商品券の効果ということでございますけれども、昨年緊急経済対策ということで実施をしております、本年においても今現在昨年と同じように春先から県の緊急事態宣言とか、あとはまん延防止重点措置というのが今年度も行われて、事業者にとっても減収になっているということで今回再度実施するんですけれども、効果としては昨年実際参加をしていただいた事業者の方にアンケート調査なども実施しまして、その中では商品券が収益の増加につながりました、あと商品券配付されたことによって新たなお客さんの獲得にもつながりました、あと顧客の拡大、こういったものにもつながったということで、ぜひ次年度もこういった機会があれば実施をしていただきたいという声もありまして、実際昨年町民1人当たり3,000円ということで金額にしまして3万3,473人、額面で1億41万9,000円ほど額面で配付をしたんですけれども、実際に使われた額のほうが換金率が96.07%、金額にしますと9,647万1,000円使われておりまして、こちらのほうが前年度は大型店などを除いておりますので、実際に減収になっている本当に困っている事業者に還元されたということで、効果は大きいと捉えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） 1点だけ、30ページの町民体育館の自動ドア設置工事なんですけれども、ほかの体育館も手動のドアがあるかと思うんですけれども、ほかの体育館では今後計画しているのかどうかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） ほかの体育館は今回は改修工事の予定はございません。今回は佐藤記念体育館、先ほども説明ありましたけれども老朽化で事務所側のほう、そちらのほうが開きにくかったというのがまずもってあって、それでその後地震が何回か起こっているうちにもっと開かなくなったということで、今現在半分だけ、2つ入り口あるんですけれども1か所だけ閉めている状態、常に。なので、今回この交付金利用して、4館の中では一番利用が多いと。ほかの体育館、B&G2番目に多いんですけれども、そこと比べても2倍ぐらいの利用者が佐藤記念体育館一番あるということで、感染リスク等も含めて今回改修工事ということで

やるということで、ほかのところは別に不具合とかないので今回は佐藤記念体育館だけという形になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第38号 令和3年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第19、議案第38号 令和3年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） 議案第38号 令和3年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別冊でお配りしております予算書をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第38号 令和3年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ843万3,000円とするものであります。

初めに歳出から説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目細目3わたり温泉鳥の海管理費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策としましてわたり温泉鳥の海3階西側客室6部屋について布団式からベッド仕様に変更するため備品購入費として45万円を追加補正するものであります。ベッド仕様への変更によりまして宿泊するお客様の部屋への従業員の立ち入り時間を短縮し、接触機会を極力減らし感染リスクを下げるものでございます。また、床上30センチメートル以下のところには空気中のほこりなどが滞留し、感染症などのリスクにもつながることからこれを解消し、さらなる衛生面の向上を図って新しい生活様式を意識した宿づくりを行うものでございます。

次に歳入について説明いたします。戻っていただきまして、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては今回の歳出補正予算の財源として4款2項1目細節1一般会計繰入金45万円を追加補正するものであります。今回の補正の歳入につきましては一般会計からの繰入金のみになりますが、この財源につきましては一般会計における国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 令和3年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号 令和3年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第20 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（令和2年度互
理町一般会計予算）

議長（佐藤 實君） 日程第20、報告第6号 繰越明許費繰越計算書についての件を議題
といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） それでは、報告第6号 繰越明許費繰越計算書についてご説明さ
せていただきます。

議案書の96ページをご覧願いたいと思います。

繰越明許費繰越計算書について。令和2年度互理町一般会計予算の繰越明許費は
次のとおり翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により
議会に報告するものであります。

この内容につきましてはこれまでご承認いただきました令和2年度予算に係る繰
越明許費について、繰越額が確定したことに伴い繰越明許費繰越計算書として今
回議会にご報告申し上げるものでございます。繰越事業につきましては主に新型コ
ロナウイルス感染症に関連する各種事業費等のほか、本年2月13日に発生した福
島県沖を震源とする地震に係る災害復旧費などであり、個別事業といたしまして
は1番目の2款1項総務管理費、事業名復興交付金（国土交通省所管）事業完了
に伴う国費返還金の翌年度繰越額6億2,951万9,580円から一番下の11款3項文教
施設災害復旧費、事業名保健体育施設災害復旧事業（鳥の海陸上競技場・サッカ
ー場等）における翌年度繰越額250万円までの15事業となっております。全てを
合計しますと翌年度繰越額につきましては9億951万2,990円に確定したことをご
報告するものでございます。

以上で、報告第6号 繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第6号 繰越明許費繰越計算書についての説明が終わり
ましたが、本件は報告だけありますので御了承願います。

日程第21 報告第7号 事故繰越し繰越計算書について（令和2年度一
般会計予算）

議長（佐藤 實君） 日程第21、報告第7号 事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） では、報告第7号 事故繰越し繰越計算書について。

97ページをご覧いただきたいと思います。

それでは報告第7号 事故繰越し繰越計算書について。令和2年度亘理町一般会計予算の事故繰越しは次のとおり翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会に報告するものであります。

本件につきましては令和2年度の一般会計予算の繰越し事業において、避けがたい事故により年度内の事業完了ができなかった事業について事故繰越しにより翌年度へ繰り越したものであります。個別事業として8款4項都市計画費、事業名防災施設整備事業（荒浜漁港西側傾斜堤整備）になりますが、支出負担行為額5,000万円のうち翌年度繰越額についても同額の5,000万円となっております。この事業につきましては、右側説明欄に記載のありますとおり、荒浜漁港西側の傾斜堤について宮城県とのアロケーションにより整備を行うものであります。県工事における国等との協議に時間を要したことから整備に係る負担金について次年度に繰り越すものでございます。

以上で報告第7号 事故繰越し繰越計算書についての説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第7号 事故繰越し繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので御了承願います。

日程第22 報告第8号 令和2年度亘理町水道事業会計予算繰越計算書
について

議長（佐藤 實君） 日程第22、報告第8号 令和2年度亘理町水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） それでは、報告第8号 令和亘理町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

別冊の令和2年度亘理町水道事業会計予算繰越計算書をご用意ください。1ペー

ジをお開きください。

これにつきましても繰越額が確定したことにより報告するものでございます。地方公営企業法第26条第3項の規定により次のとおり報告します。

2ページ、3ページをお開きください。

内容でございますけれども、1款1項改良事業費、上の段、委託料。予算計上額2,600万円、支払義務発生額はなし。翌年度繰越額2,600万円、不用額なし。下の段、工事請負費です。予算計上額3億8,800万円、支払義務発生額3億1,655万300円、翌年度繰越額3,500万円、不用額3,644万9,700円です。令和2年度亘理町水道町道中原団地幹線外配水管布設工事の外繰越額が確定したものでございます。

以上で報告第8号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第8号 令和2年度亘理町水道事業会計予算繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第23 報告第9号 令和2年度亘理町公共下水道事業会計予算繰越計算書について

議長（佐藤 實君） 日程第23、報告第9号 令和2年度亘理町公共下水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） 報告第9号 令和2年度亘理町公共下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

別冊の令和2年度亘理町公共下水道事業会計予算繰越計算書をご用意ください。

1ページをお開き願います。

これにつきましても繰越額が確定したことによりまして報告するものでございます。地方公営企業法第26条の第3項の規定により、次のとおり報告する。

2ページ、3ページをお開きください。

内容でございますけれども、1款1項、上の段の管渠等建設費工事請負費、予算計上額が6億9,464万9,000円、支払義務発生額が4億7,734万4,000円、翌年度繰越額2億1,730万5,000円、不用額なし。下の段の管渠等改良費工事請負費は予算

計上額 1 億8,420万2,000円、支払義務発生額8,881万2,430円、翌年度繰越額8,263万円、不用額は1,275万9,570円です。令和2年度亘理町第5の2号汚水枝線工事の外繰越額が確定したものでございます。

以上で報告第9号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第9号 令和2年度亘理町公共下水道事業会計予算繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第24 議案第39号 負担付きの寄附の受納について

議長（佐藤 實君） 日程第24、議案第39号 負担付きの寄附の受納についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（齋 義弘君） それでは、議案第39号をご説明申し上げますので追加議案の議案書をご用意願います。1ページをお開きください。

議案第39号 負担付きの寄附の受納について。負担付きの寄附を受納したいので、地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

寄附の目的につきましてはWATARI TRIPLE C PROJECT事業の趣旨に賛同し、防災都市創造に向けた社会実証研究費として寄附を行うものです。寄附の内容につきましては、寄附金額4億5,000万円、寄附者は神奈川県横浜市中区本牧三之谷15番19号の株式会社片野工業です。

寄附の条件につきましては、第1号といたしましてWATARI TRIPLE C PROJECTにおける防災都市創造に向けた社会実証研究に寄附金を使用すること。第2号といたしまして前号に規定する条件に違反した場合、寄附金を無条件で返還すること。これらが負担付きの寄附の条件となります。

以上で議案第39号の説明を終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） まず全員協議会、そして昨日の委員会と説明していただきましてありがとうございます。その中で質問させていただいたんですけども、何点か

また疑義が残っておりますので、質問させていただきます。

まず昨日の説明資料の中で負担の条件はTRIPLE Cにおける社会実証研究に資することということです。その中で概要のオリジナルゼリーの開発、あとは低濃オゾンの発生装置の設置というこちらについては指定がされていなくて、町で協議して決めたと昨日説明あったんですが、まずその点でお伺いいたします。社会実験、防災都市に向けた社会実証ということでどういった社会実証が必要だとまず捉えたのか。そして、その社会実証の結果としてどういったアウトプットを必要としたのか。そして、そのアウトプットをとるためにどういった手法が考えられていて、その手法の中でこのゼリーの配付と低オゾンの配付がなぜ一番良好だと考えたのか。この点についてお伺いしたいのと、1点目です。

もう1点目が全員協議会の中で低濃オゾンの発生装置はワンテーブルが購入すると説明があったんですけれども、ということはこの4億5,000万円全部ワンテーブルに行って、ワンテーブルが低濃オゾンを買うということで理解でいいのかという2点、最初にお伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 申しわけございません。1点目の質問が内容が分からなかったんですけれども。（「申しわけありません。もう少しかみ砕いてお話ししますと、寄附をされまして、その寄附者のほうからこのゼリーの開発または低濃オゾン買ってくださいという指定があったのであればそれはそうなんだろうと思うんですけれども、昨日の説明の中ではこの2番目のオリジナルゼリーと低濃オゾンについては町のほうで検討して決めたとというような説明を、まずすみません、そこが間違っていますか。というふうに聞いたんですけれども、まずそこが間違っているのであれば前提が変わります。いかがですか」の声あり）

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 町からゼリーを開発してほしいとか作ってほしいとかは言っておりませんので、これはワンテーブルの事業提案の中でプロジェクトの一環としてこういう事業をやりますということで、片野工業から寄附をしたいと。そのようなテーマであればうちで賛同しますという内容でございましたので、それを寄附の手法として今回負担付き寄附というのを町に入れるという形でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 議長、すみません。3回目ですか、2回目ですか。2回目でもいいですか。であれば、今の質問、ちょっと回答とずれていたんですが、ワンテールではなく町でこのゼリーと低濃オゾンをしたらいいのではないかとということワンテールと協議をしたのか、それともこれが指定されてきたのかということなんですけれども。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） ワンテールから町には相談はございました。このような事業をやりたいんですけれども、ただ、その事業のお金、つまり事業費に関しましてはこういう事業者にお話しして寄附をいただけるような話になっていますのでぜひ町で負担付き寄附を受けていただけないでしょうかというお話で、その中でゼリーを作るとかオゾンの発生装置を配るとかというのはワンテールからの提案でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 実はそれです。私が質問した最初の質問がまだ回答もらっていないんですが、それをいいですか。それをするとワンテールから提案をもらったということであれば、ワンテール側との協議の中で社会実証をしていくというものの中の社会実証、こういった社会実証を必要としていて、その社会実証をするためにこういったアウトプットが必要であって、そのアウトプットの手法がなぜこれになったのかという議論の過程を教えてくださいというのが1回目の質問でございます。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 失礼いたしました。今回の社会実証につきましてはTRIPLE C PROJECTの1つといたしまして防災というテーマもございます。その中で今回のゼリーや低濃度オゾン発生装置の提供というものの効果検証でございますけれども、あくまでもゼリーそのものやオゾン発生装置の機能とか効果を実証するものではなく、防災の観点から住民や観光客の方々が安心してこの地で暮らせる、あとは観光客に関しましては楽しめるという社会を実現するための実証の1つといたしまして、ゼリーについては各家庭に防災食として配付し、実際に防災食というのを手にすることで家庭内で防災についても話し合っただけなのではないか、そういったきっかけが生まれるのではないかとということ。それ

が防災、備蓄に対しての意識や行動の変化にどのような個人個人の変化が起こるのか、常に防災というのに関して隣り合わせである、常に防災を意識できるというものが生み出せるのかどうかといったことです。防災訓練とかとはまた別のアプローチで防災に対する意識の向上を図るとというのが目的でございます。ですので、アンケート等を実施するという予定ではおりますけれども、配った方全員にアンケートを実施となるかどうか、そちらはまだはっきりしておりません。ただ、オゾン発生装置につきましては事業所それぞれに実際ワンテーブルで歩いて1軒1軒配って歩く。そのときにご協力いただけるのかどうかというのまで確かめて、協力していただけるというところに配るということですので、そういったことのその後の調査に関してもいろいろ考えているところです。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 4回目ではないかという声も出ているので最後の質問にしますけれども、ワンテーブルのTRIPLE C、本当に多額の投資していただいて荒浜地区、これからどんどん発展していくんだろかなというのは目に見えて思っているところです。ただ、民間資金と言いながらもこういう基礎控除を受けられるような寄附金であったり、または税額控除を受けるようなものを持ってくると。そして、それを活用しながら町の事業としてやるという観点からいくと公共性のあるようなものなんだろうと私思うんです。そういうところを捉えると40億円の投資が、約40億円の投資が、10年間で、地元の業者の皆さんに対して入札の機会であったりまたは企業努力の範囲内ではあると思うんですけれども、地元に対して少し貢献していただけるようなそういう部分が出てくるのかと思って期待していたところなんですけれども、どうしても第1発目の議案で自分のところのゼリーの売上げが上がるような議案が上がってきましてそういう希望も持てないのかと疑問に思ってしまった部分があるんですが、今後このTRIPLE Cを進めていくに当たってワンテーブルの100%の裁量で事業が進んでいくのか。それとも町で町のいろいろな部分を考慮しながら、協議しながら進めていくことができるのか、この辺、町長にお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画課長。（「どちらでもいいです」の声あり）質問になるから町長答えではなく、企画課長で答えてください。

企画課長（齋 義弘君） 木村議員のご質問で、よろしいんですか。今回のこの議案のもの

と中身が違うような気がするんですけども、お答えしてよろしいですか。

議長（佐藤 實君） なるべく外れないようにしてください。でなければ答える必要はありません。

企画課長（齋 義弘君） 一言だけ申し上げます。ワンテールも互理町で今後事業をやっていく観点から、なるべく地元を優先とは考えてはいると思うんですけども、ただ、事業者の方を、この事業者を使ってくださいとか、こういうふうにやってくださいとか、町で余り強く言うということにはできないと思います。今回の民間提案制度の中ではいろいろ話し合いながら決めてはいきますけれども、先ほど議員も申されたようですけれども、各事業者の企業努力なりがあってワンテールでそれではこの地元の事業者さんに任せたほうがうちとしては得策だとか、もちろん向こうも企業ですのでそういったことを考えながら進めていくかと思うんですけども、何度も繰り返しになりますけれども、町から強くこうやってくださいとか、このようにしないと困りますとはなかなか難しいかと思えます。以上です。

議長（佐藤 實君） この案件はあくまでも議案を、寄附を受けるかどうかという議案ですから、それ以外の質問に対しては今却下したわけでございます。ご了承願います。

ほかに質疑ありませんか。1番小野一雄議員。

1番（小野一雄君） この議案の関係については3月2日の3月議会で町長の施政方針に出ておりました。あともう1つは、3月3日、私所属しております産業建設常任委員会、ここでも説明が受けてあります。それからもう1つは3月16日全員協議会で受けてある。資料は16日の資料、これを私今持っているのは全員協議会、16日の資料なんですけど、全く同じです。そこで質問します。この説明受けた段階で何ページかありますが、10年間の想定事業費ということで40億9,420万円という総事業費がおおよそ出ております。その中で町には固定資産税が入るんだという話がありました。メモしておるんですけど、これは項目言いますと私の資料です。11項目しかないんですけど、アトリエアンドギャラリーアンドガレージアンドカフェの整備ということで1億4,286万円の事業費が計上されておる。この資料、後で見れば分かりますが、財源として連携企業からの寄附及び自己資金とある。ここで執行部側から固定資産税が入るんだという説明があったんですけど、それだけ

で終わってしまった。そこで私は聞きたいのはこの片野工業、今回の39号で話題になっております4億5,000万円の負担付きの寄附金が入るわけで受納した場合に、町にどのぐらいの固定資産税が入るのかお聞きします。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員に申し上げます。この議案に対しての質疑ですから、今の話は全然筋違いになるような感じになりますので、別の機会にその点はお聞き願いたいと思います。（「全協でこの事業を受ければ、町に固定資産税が入るんだって説明受けているんですよ。3月16日、全員協議会で。皆さん聞いているはず。私これメモしてある。別に改ざんしているわけではありません。ですから、今回この39号で受けますよと、議決を求めますという提起が、提案があったわけですから私はこれを受けた場合に町にどのぐらいの固定資産税が入るんですかということをお聞いているんです。何ら外れていないでしょう」の声あり）

企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 今回の負担付き寄附4億5,000万円につきましては、先ほど申しましたとおりゼリーの開発と各町民に対する防災食としての配付、それとオゾン発生装置の様々な事業所、学校等施設への配付という形が今回の目的でございますので、ハード的なもの、建物を建てたりそういったものがございませんので固定資産税は入りません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番澤井俊一議員。

13番（澤井俊一君） 町長の追加議案説明の中で初歩的な質問なんですけれども、町が一定の負担を行う負担付き寄附であるとあります。この一定の負担というのはどういったことを言っているのか。それと、後半に町が当該事業を行わない場合には寄附金を無条件で返還する、これは防災都市創造に向けた社会実証研究に使用することを目的とした現金寄附であるとあるんですけれども、これはアンケート調査等を行うということなんですか。以上、2点です。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） まず、今回の一定の負担を担う負担付きということなんですけれども、その一定の負担というのが条件が整わない場合、つまり町がこの事業を行わない場合はお金を返さなければならないという負担でございます。もう1つの内容的には今の場合と重なりますけれども、アンケートを実施しなければとかそういうのではなく、この事業に対して寄附をするのでそれ以外のものに使ったり

その事業そのものを行わない場合はお金は、寄附を全額返すとなりますので、あくまでも細かい部分、何をやらなかったからとかということではなく全体的なものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 負担付きの寄附の受納についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 負担付きの寄附の受納についての件は原案のとおり可決されました。

日程第25 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第25、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年6月第12回互理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時33分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山茂男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 秀一

署名議員 小野 明子